

佐久市保健福祉審議会「障害者福祉部会」会議次第

平成24年10月30日（火）

13時30分～

佐久市保健センター2F会議室

1. 開 会

2. 部会長あいさつ

3. 課長あいさつ

4. 審議事項

(1) 第二次佐久市地域福祉計画策定の素案について

(2) その他

5. 閉 会



# 第二次佐久市地域福祉計画 (素案)

---

みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり

(平成 25 年度～平成 29 年度)

(イメージイラスト)

はじめに

(市長あいさつ文)

平成 25 年 4 月

佐久市長 柳田清二

## 目 次

### 第1章 地域福祉計画の概要

- 1 策定の目的 . . . . . 6
- 2 計画の性格 . . . . . 6
- 3 計画の名称 . . . . . 9
- 4 計画の期間 . . . . . 9

### 第2章 佐久市の概要

- 1 人口・世帯の状況 . . . . . 10
- 2 地域における福祉の主な担い手の状況 . . . . . 15

### 第3章 計画の基本理念と目標

- 1 基本理念 . . . . . 17
- 2 地域福祉推進の視点 . . . . . 18
- 3 基本目標
  - (1) みんなで支え合う人づくり . . . . . 21
  - (2) 安心・安全に暮らせる社会づくり . . . . . 22
  - (3) 心とからだの健康（生きがい）づくり . . . . . 23

### 第4章 地域福祉推進のための具体的施策

#### 第1節 みんなで支え合う人づくり

- 1 地域を支える人づくり . . . . . 25
- 2 福祉の心の育成 . . . . . 28
- 3 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり . . . . . 31

## 第2節 安心・安全に暮らせる社会づくり

- 1 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり . . . . . 34
- 2 人にやさしいまちづくり . . . . . 38
- 3 福祉サービスの適切な利用の促進 . . . . . 41
- 4 地域福祉を充実し促進するための仕組みづくり . . . . . 46

## 第3節 心とからだの健康（生きがい）づくり

- 1 健康づくりの推進 . . . . . 50
- 2 生涯学習の推進 . . . . . 54
- 3 生きがいつくりの推進 . . . . . 56

## 第5章 計画の進行管理と評価体制 . . . . . 60

### 資料編

- 1 計画策定の体制 . . . . . 62
- 2 佐久市地域福祉計画策定審議会委員名簿
- 3 佐久市地域福祉計画策定地区懇談会開催経過
- 4 佐久市地域福祉計画策定庁内会議開催経過
- 5 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート結果 . . . . . 63

# 第1章 地域福祉計画の概要

## 1 策定の目的

佐久市では、平成 20 年度から平成 25 年度を計画期間とする「佐久市地域福祉計画」を策定し、住民主体を基本に、地域の高齢者、障がい者、子育て家庭、外国人など、支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を送れる仕組みづくりに取り組んできました。

本計画は、この間の情勢の変化や計画の進み具合を踏まえ、先の計画の見直しを行い、策定したものです。

市民の皆さんがいつそう住みやすいと感じられる福祉のまちづくりを目指すため、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などがそれぞれの役割において協働し、よりよい地域社会を築いていくことを目指します。

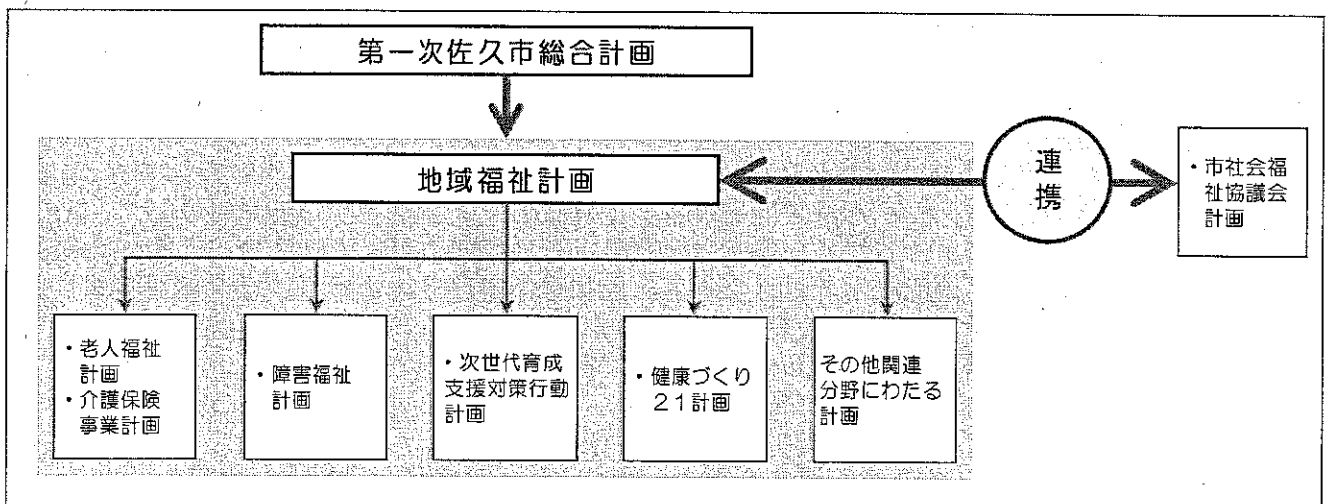
## 2 計画の性格

本計画は、第一次佐久市総合計画の施策を具体化する計画として位置づけられるとともに、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、また、本市全体の地域福祉推進の指針となるものです。

これまでの各種計画は、児童、高齢者、障がい者といった対象者別に策定し、分野別に課題を解決しようとしてきました。

本計画では、分野別に取り組んできた福祉を、地域という横軸的な視点から捉え、対象者の生活を総合的に支えることを目指して、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などが協働して取り組みを考えていこうとするものです。

個別計画との関係



(参考) 社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は福祉サービス利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービス提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営むものは、その提供する多様なサービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスをその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び市町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



(保健福祉分野に関する個別計画)

○ 第一次佐久市総合計画

この計画は、21世紀初頭における中長期的な視野に立った佐久市のまちづくりのための基本的な施策を示すものであり、本市の最上位計画として行政運営の基本方針となるものです。

計画期間 平成19年度から平成28年度の10か年計画

基本理念 「人の絆・まちの絆」を基本として、21世紀を担う人材育成や100万経済圏づくりを行い、人や物流、さらに情報の要衝となるべき「21世紀の新たな文化発祥の大地」をめざします。

概要 「たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥」「ネットワークで築く地域の個性・特色を活かした多機能都市づくり」「100万経済圏を目指した産業基盤の強化と新たな産業の創出」「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」「水と緑きらめく自然と共に生きる快適環境の創出」「市民生活の安全確保と市民満足度の向上」の6項目が柱となっています。

○ 佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画

この計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応した計画です。

計画期間 平成24年から平成26年までの3か年計画

基本理念 「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」と定め、「みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり」等を行う施策展開をします。

概要 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援サービス」を一体的に提供していく「地域包括ケア」の確立のための施策を推進します。

○ 佐久市障害福祉計画

この計画は、障がいの種別にかかわらず、障がいのある方が必要とするサービスが利用できるよう、サービス提供の仕組みを一元化し、障がい者の地域生活が可能となるよう支援していくための計画です。

計画期間 平成24年度から平成26年度までの3か年計画

基本理念 障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしい自立した生活を送るとともに、障がいのある人もない人も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参画できることを目指しています。

概要 「障がい者等の自己決定と自己選択の尊重」「実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化」「地域生活の移行と就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備」の3項目を柱としています。

○ 次世代育成支援対策佐久市行動計画

この計画は、少子化の進行が 21 世紀を担う子どもたちの健全育成や日本社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されている中で「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育て支援を推進するための行動計画です。

計画期間 前期計画 平成 18 年度から平成 21 年度まで

後期計画 平成 22 年度から平成 26 年度まで

基本理念 子どもを安心して生み、育てることができる「やさしい都市づくり」をめざします。

概要 本市では、「子育て支援都市宣言」をし、安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を、市の重要施策の一つとして位置づけ、「子育て支援」「働きながら子育てをしている皆さんの生活支援」「子どもたちの健全育成」を推進するため様々な事業を展開していきます。

○ 佐久市健康づくり 21 計画

この計画は、少子高齢化の進展と人口減少社会を迎えて、いきいきと健康で暮らす佐久市らしさを持った市民の健康づくりを実現するための計画です。

計画期間 平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 か年計画

基本理念 「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」と定め、「健康」な状態を疾病・障がいの有無に関わらず、市民それぞれが、誇りを持って「元気にいきいき暮らせる状態」とし、楽しく生活しながら実践できる持続可能な健康づくりを推進します。

概要 栄養、運動、食生活などを中心とした生活習慣の改善を図り、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病を減少させ、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目標として、地域性を活かした健康づくりを展開していきます。

### 3 計画の名称

本計画の名称は、「第二次佐久市地域福祉計画」とします。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。なお、計画を随時評価し、社会経済情勢の変化、地域福祉施策の動向などを踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 第2章 佐久市の概要

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口・世帯の構成状況の推移

近年における国勢調査結果による本市の状況は、人口が平成12年に100,016人、平成17年に100,462人、平成22年に100,552人と増加傾向にあります。また、世帯数は平成12年に33,836世帯、平成17年に35,362世帯、平成22年に37,032世帯と人口同様に増加しています。

平成22年の区分別人口によると、14歳以下の年少人口比率が14.3%で、平成12年から9.9%減少したのに対し、65歳以上の高齢者人口比率は25.8%で、平成12年から15.1%上昇しており、少子高齢化の進展がうかがえます。

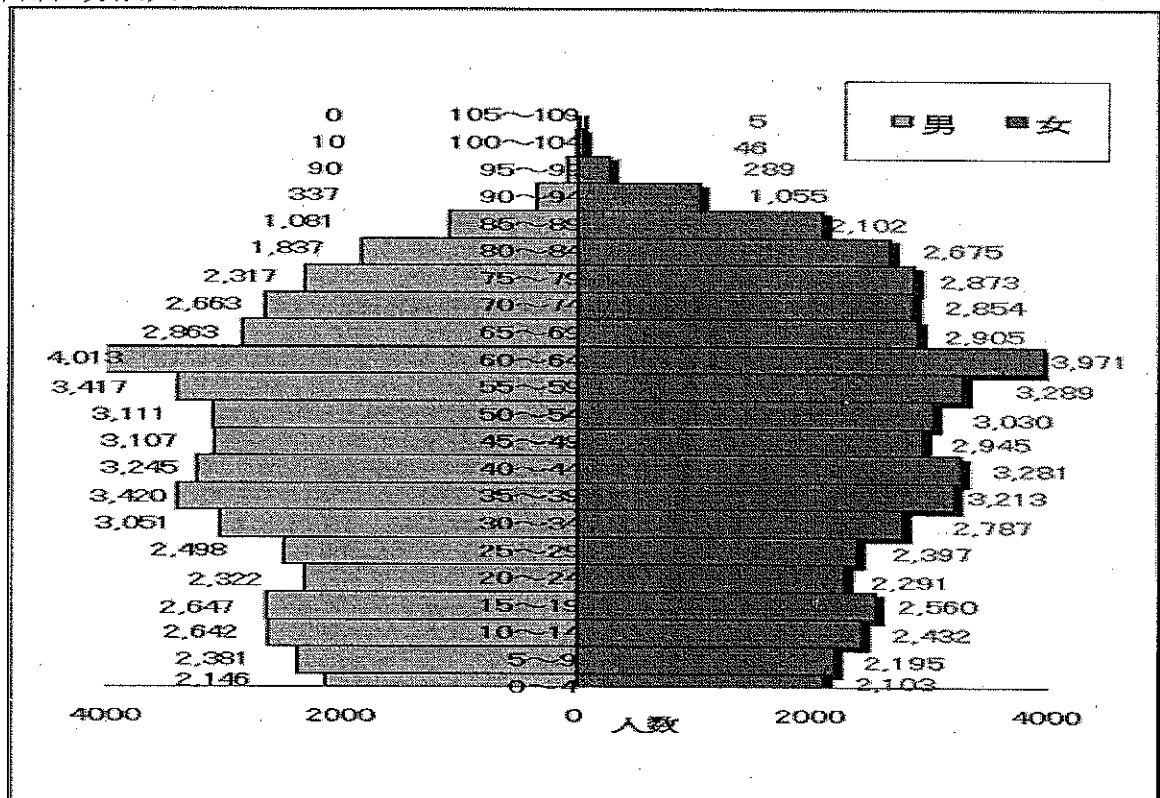
#### ■ 年齢3区分別人口

(単位：人)

区分	年次	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口(14歳以下の人口)		16,000	15,164	14,407
生産年齢人口(15歳～64歳までの人口)		61,443	60,881	60,019
老年人口(65歳以上の人口)		22,573	24,416	25,985
合計		100,016	100,462	100,552

※人口合計に年齢不詳者(H17年(1名)・H22年(141名))を含む。(資料：国勢調査)

#### ■ 年齢区分別人口



※ 住民基本台帳に外国人登録者を加えた数(平成24年4月1日)(資料：企画課)

■ 合計特殊出生率の推移

(単位：%)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
佐久市	1.59	1.58	1.53	1.53	1.57
長野県	1.44	1.47	1.45	1.43	1.43
全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39

(資料：長野県衛生年報 健康づくり推進課)

■ 佐久市出生数の推移

(単位：人)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
出生数	866	843	815	808	853

(資料：長野県統計情報 健康づくり推進課)

■ 地区別人口

市内 7 地区の状況は、年少人口と老年人口の比率に地区別の差が見られます。

(単位：人・%)

地区名	総人口(人)	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口	比率 (%)	人口	比率 (%)	人口	比率 (%)
浅間地区	28,654	4,439	15.5%	18,058	63.0%	6,157	21.5%
野沢地区	18,371	2,735	14.9%	10,882	59.2%	4,754	25.9%
中込地区	15,622	2,063	13.2%	9,582	61.3%	3,977	25.5%
東地区	7,297	1,087	14.9%	4,507	61.8%	1,703	23.3%
白田地区	14,296	1,662	11.6%	8,218	57.5%	4,416	30.9%
浅科地区	6,509	836	12.8%	3,841	59.0%	1,832	28.1%
望月地区	9,747	1,077	11.0%	5,507	56.5%	3,163	32.5%
合計	100,496	13,899	13.8%	60,595	60.3%	26,002	25.9%

※ 住民基本台帳に外国人登録者を加えた数 (平成 24 年 4 月 1 日) (資料：企画課)

■ 世帯の状況

総世帯数は年々増加し、平成 22 年度には 37,032 世帯となっていますが、1 世帯の平均人数は平成 17 年の 2.8 人から平成 22 年には 2.7 人となり、核家族化が進行しています。

(単位：世帯)

調査年次	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総世帯数	33,836	35,362	37,032
1 世帯あたりの人数	3.0	2.8	2.7
65 歳以上の者のいる世帯	14,706	15,705	16,629
単独世帯	2,124	2,718	3,304
夫婦世帯	3,928	4,308	4,605
同居世帯	8,654	8,679	8,720

(資料：国勢調査)

[単独世帯]：65 歳以上の世帯で構成員が 1 人の世帯

[夫婦世帯]：夫婦のみの世帯でいずれかが 65 歳以上の世帯

[同居世帯]：65 歳以上の世帯員がいる世帯で、単独世帯、夫婦世帯を除く世帯

(2) 要介護・要支援認定者の状況

要支援、要介護認定者数は、年々増加し、平成23年10月現在で4,525人となっています。

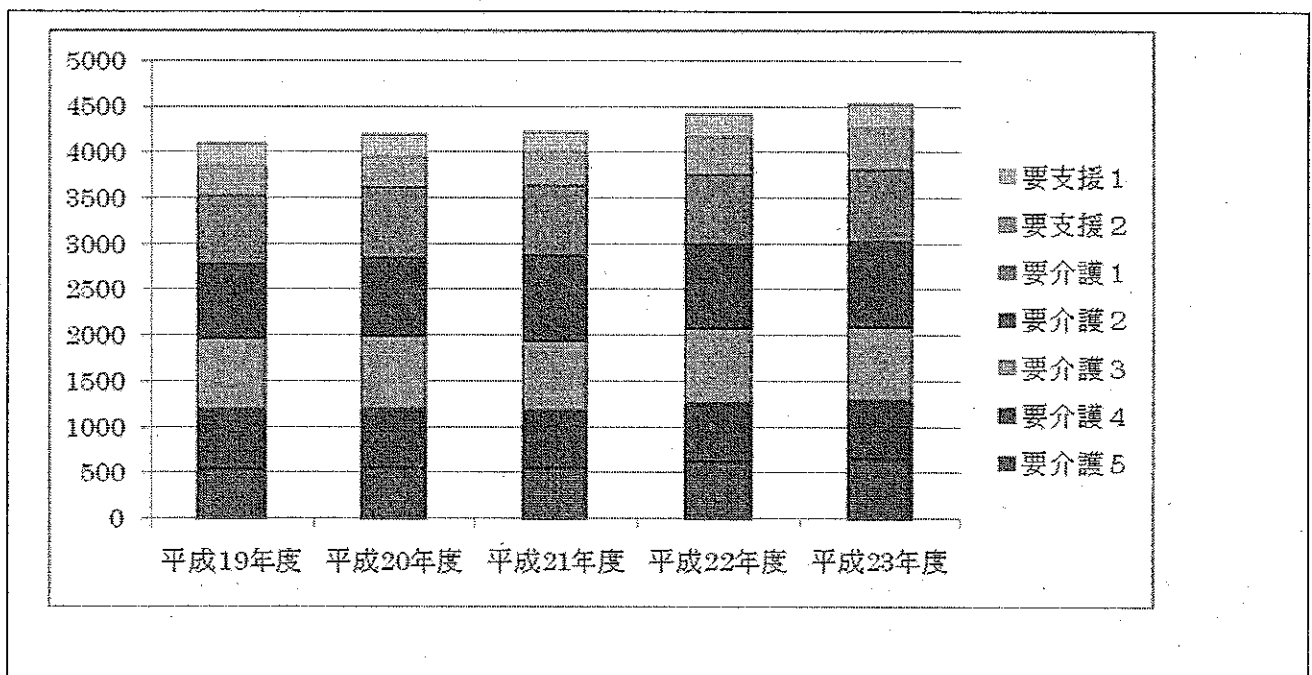
■ 要介護・要支援認定者数

(単位：人)

介護度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護5	542	550	549	619	647
要介護4	654	646	631	642	653
要介護3	764	791	764	816	788
要介護2	820	859	926	926	947
要介護1	743	776	760	754	774
要支援2	336	329	375	419	457
要支援1	226	233	210	241	259
合計	4,085	4,184	4,215	4,417	4,525

※ 認定者数は各年度（10月現在）（資料：高齢者福祉課）

※ 特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された40～64歳の者を含む。



### (3) 障がい者の状況

障がいのある人の状況は平成 24 年 3 月 31 日現在で、身体障害者手帳所持者 4,233 人、療育手帳所持者 782 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 722 人となっています。

#### ■ 障害者手帳所持者数

(単位：人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障がい者数	3,855	3,980	4,091	4,214	4,233
知的障がい者 (児) 数	667	697	729	755	782
精神障がい者数	620	623	715	667	722

※ (資料：福祉課)

### (4) 母子父子・低所得者世帯数の状況

母子父子世帯の状況は著しい変化は見られませんが、生活保護世帯は年々増加しています。

#### ■ 母子父子世帯の推移

(単位：人)

世帯区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
母子世帯	960	985	973	1,002	1,006
父子世帯			68		

※ 父子家庭の統計は 3 年毎 (資料：子育て支援課)

#### ■ 生活保護世帯数の推移

(単位：件・人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
被保護世帯数	304	327	405	471	481
被保護者数	377	389	502	600	625

※保護停止中の世帯を含む (資料：福祉課)

### (5) 外国人登録者の状況

本市の外国人登録者数は毎年ほぼ同じ状況となっています。国籍別では中国、タイ、フィリピンの順に登録者が多くなっています。

#### ■ 外国人登録者数の推移

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
登録者数	1,301	1,306	1,157	1,068	1,122

## 2 地域における福祉の主な担い手の状況

### (1) 社会福祉協議会の状況

佐久市社会福祉協議会では、佐久市における社会福祉事業、その他の社会福祉活動の健全な発達及び活性化を図り、地域福祉の推進を図ることを目的に事業を展開しています。

- 社会福祉協議会の主な事業（社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会定款より）
  - ・ 社会福祉を目的とする事業を企画し、実施します。
  - ・ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助をします。
  - ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を行います。
  - ・ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施します。

### (2) 民生児童委員の状況

民生児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている人で、厚生労働大臣から委嘱されています。

民生児童委員の役割（「民生委員法」第14条民生委員の職務より）

- ・ 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握します。
- ・ 援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ助言その他の援助を行います。
- ・ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行います。
- ・ 社会福祉を目的とする事業を経営する者または活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援します。
- ・ 福祉事務所その他の関係機関の業務に協力した活動を行います。

本市の民生児童委員数は215人、主任児童委員は15人となっています。

(単位：人)

地区名	浅間	野沢	中込	東	臼田	浅科	望月	合計
民生・児童委員	54	34	36	14	35	14	28	215
主任児童委員	3	2	2	2	2	2	2	15

## 第3章 計画の基本理念と目標

### 1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で、人としての尊厳をもって、その人らしく安心して生活していくために、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などの協働により、生活福祉課題\*を地域で解決していく仕組みを考え、すべての市民が生きがいと幸せを感じながら生活することができる「みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり」をめざします。

みんなが生涯現役で  
住みよい福祉のまちづくり

---

\*生活福祉課題： 地域で生活する中で起こる様々な問題。

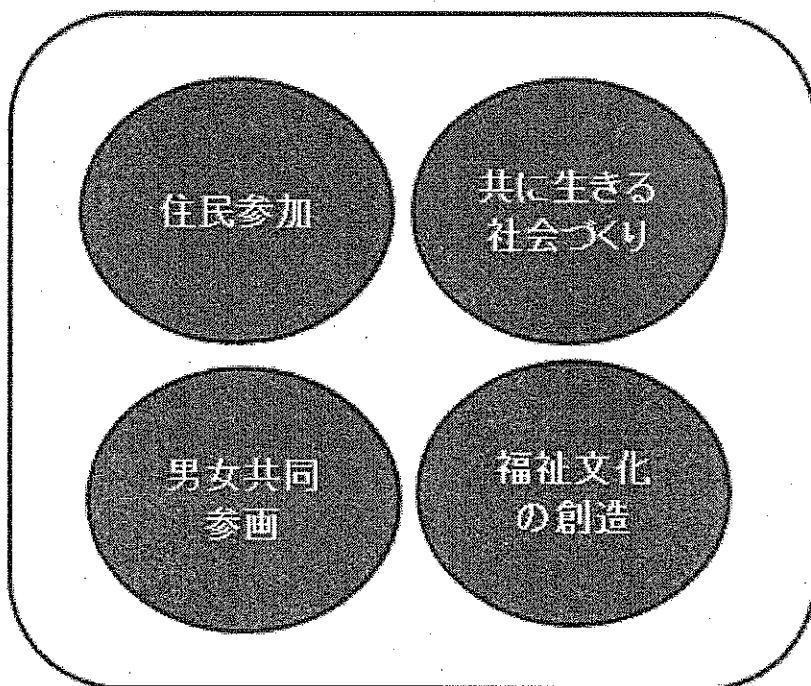


## 2 地域福祉推進の視点

基本理念に基づいて地域福祉を推進していくためには、「住民参加」「共に生きる社会づくり」「男女共同参画」「福祉文化の創造」といった視点が重要です。

### 地域福祉推進の視点

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるようにする」



## ○ 住民参加

地域の住民がみんなで考え、行動していくことが真に住みよく暮らしやすい地域づくりにつながることから、「住民参加」が地域福祉の大切な視点の一つです。

## ○ 共に生きる社会づくり

住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けるためには、一人ひとりが自分と他人との違いを認め合い、人権を尊重し、共に生きる社会をつくっていく姿勢が重要になります。

## ○ 男女共同参画

男性も女性もすべての個人が、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じ、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、喜びも責任も分かち合い、能力・個性を十分発揮することができる社会をめざすという、男女共同参画の視点に基づいた地域福祉の推進が必要です。

## ○ 福祉文化の創造

地域福祉では、住民が地域社会の生活福祉課題に関わる様々なテーマやサービスを自らの問題としてとらえ、そのサービスのあり方について主体的に関わり、担い手としても参画していくことが大切です。こうした生活に根ざした社会的活動を積み重ね、地域ごとに特色のある福祉文化を創造することが重要になります。

### 3 基本目標

#### 基本理念

みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり

#### 基本目標

みんなで  
支え合う  
人づくり

#### 基本方針

- 1 地域を支える人づくり
- 2 福祉の心の育成
- 3 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり

安心・安全  
に暮らせる  
社会づくり

- 1 安心して子どもを生ま育てられるしくみづくり
- 2 人にやさしいまちづくり
- 3 福祉サービスの適切な利用の促進
- 4 地域福祉を充実し促進するためのしくみづくり

心とからだ  
の健康  
(生きがい)  
づくり

- 1 健康づくりの推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 生きがいづくりの推進

## 第4章 地域福祉推進のための具体的施策

本計画では、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などが手を取り合って地域福祉を推進していくことが求められています。そのため、それぞれの望ましい役割分担を「具体的施策の展開」において設定しています。

○ 市民	地域住民、自治会、民生・児童委員、ボランティア、福祉関係者など、地域における様々な人や組織に求められる役割を示します。
○ 市	佐久市が取り組む役割を示します。
○ 社会福祉協議会	佐久市社会福祉協議会に求められる役割を示します。
○ 事業者	福祉サービス事業者、社会福祉法人、NPO 法人*、一般企業などに求められる役割を示します。

### アンケート調査の概要

子供から高齢者まですべての市民が一人の人間として尊重されるとともに、市民同士がお互いの個性を認め合い、支え合い、助け合う中で、生きがいを持って暮らすことのできる地域社会を構築することを目的とした「第二次佐久市地域福祉計画」を策定するに当たり、市民が地域におけるつながりや支え合いなどに関してどのような意識をもっているかを調査し、当該計画に反映することを目的としたものです。

### 調査の設計

*調査対象	佐久市に住所を有する20歳以上の男女（外国人を除く）1,000人
*抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
*調査方法	郵送
*調査期間	平成24年6月13日～6月29日

※NPO 法人：営利を目的としない民間団体のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するために、平成10年3月「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により法的に位置付けられた。「Non Profit Organization」（非営利組織）の略。

## 第1節 みんなで支え合う人づくり

核家族化や都市化の進展に伴い、近年では地域住民の連帯意識が希薄化の傾向にあります。このため、ノーマライゼーション<sup>※</sup>の理念を基本に、すべての人が等しく家庭や住み慣れた地域でお互いに思いやり、尊重しあいながら、安心してその人らしい生活を送ることができる福祉のまちづくりが求められています。

地域住民同士の自主的な支え合い意識を啓発し、市民の連帯意識を高め積極的に地域活動に関わることができる人材の育成と地域活動を支える組織の活性化を図ります。

### (1) 地域を支える人づくり

#### これまでの主な取り組み

- 社会福祉の更なる充実をめざす機会として社会福祉大会を開催しました。
- 民生児童委員の資質向上のため、研修会、講演会を開催したほか、委員活動において、地域福祉、児童福祉向上のため相談・助言や情報提供などの活動を関係機関等と協力して行いました。
- 民生児童委員の役割・活動等の周知を市民に広報・FMで行いました。また、民生児童委員の名前や活動内容がわかるよう「民生委員・児童委員PRカード」を各地区ごとに配布し、啓発を行いました。
- 佐久市市民活動サポートセンターを設置しました。
- 「福祉のしおり」を作成し、福祉サービスの周知を行いました。
- 「人権尊重社会の実現」として、あらゆる人権問題の解決に向けた、人権同和教育や人権啓発に努め、各種事業を行いました。
- 障害者福祉展・障がい者スマイルライフフェスタを開催しました。
- 「地域で支えよう認知症」をテーマに、認知症講演会を開催しました。
- 消防団や民生児童委員や一般市民対象に認知症サポーター養成講座を行いました。
- 「お達者応援団育成塾」を開催し、地域でふれあいいきいきサロンを実施するためのボランティアの育成を行いました。

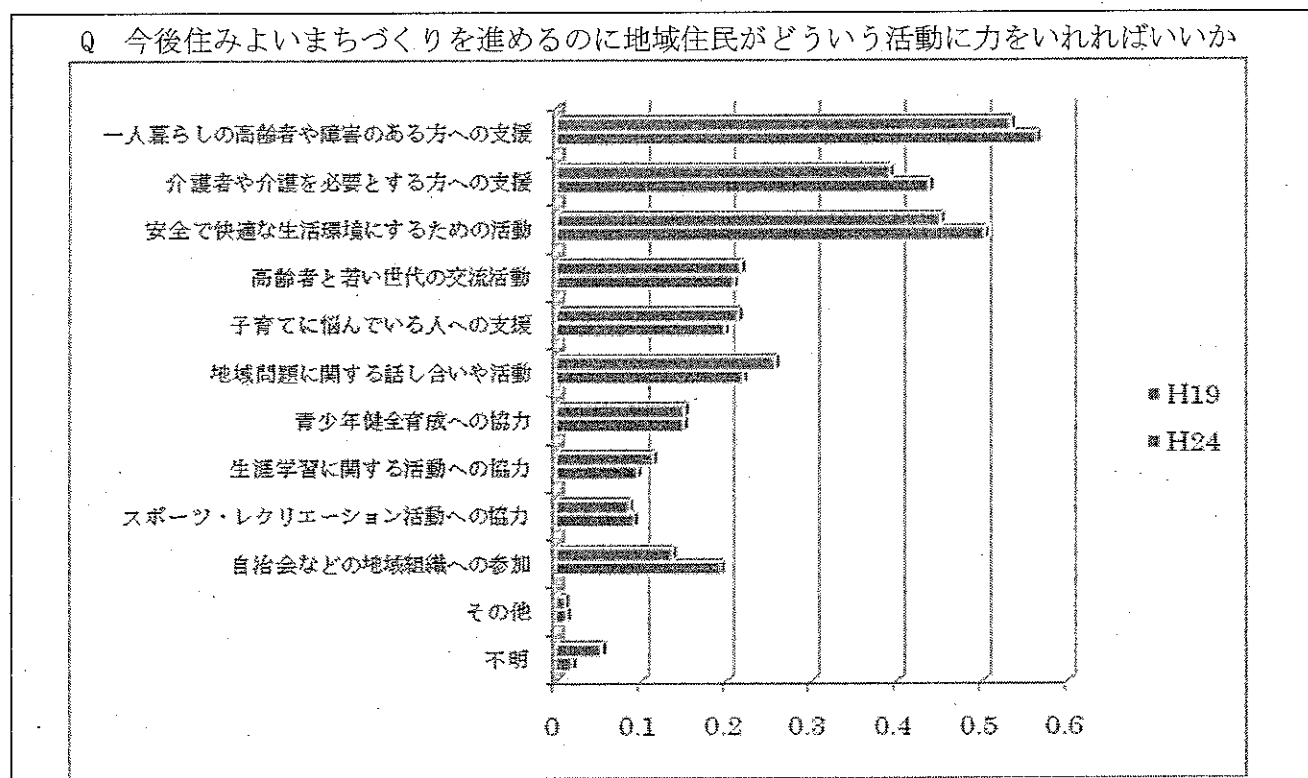
※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者など、すべての人が分け隔てなく暮らせる社会が正常（ノーマル）だとする考え方。

\*佐久市市民活動サポートセンター：様々な市民活動を結びつけるネットワークの核となり、市民活動を支え、地域が抱える課題の解決を推進するための拠点。平成24年4月、野沢会館2階に設置。

※認知症サポーター：認知症を理解し、認知症の方や家族を地域で見守る者

## 現状と課題

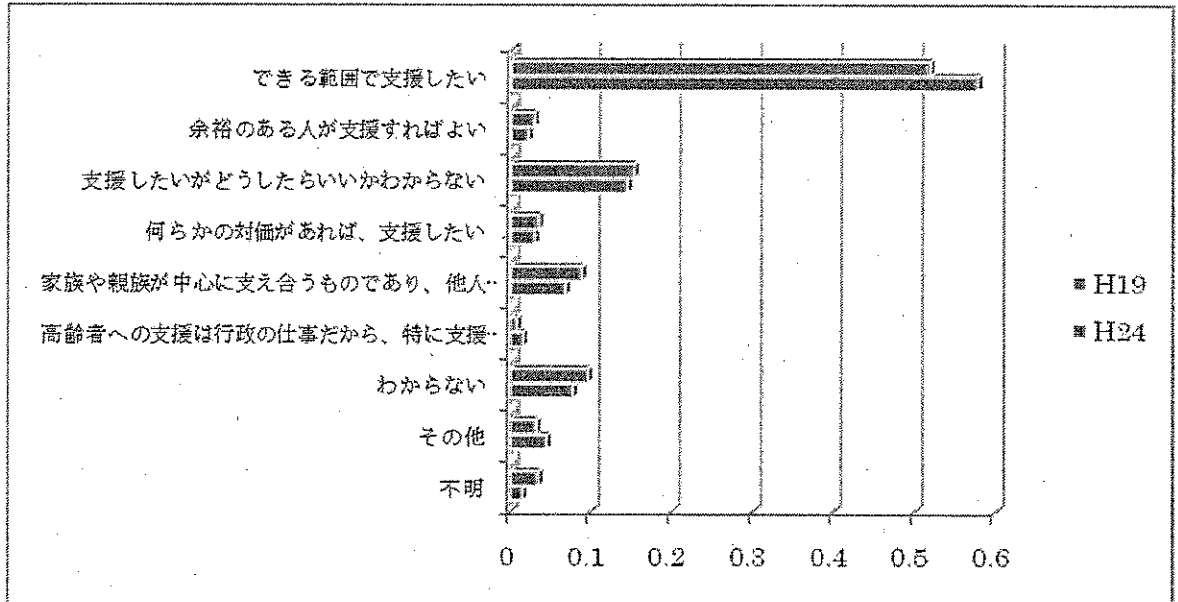
- 市民アンケートでは、今後住みよいまちづくりを進めるためには、高齢者や障がい者、子育てへの支援や自治会など地域組織への参加が必要であると、市民の多くの方が考えていることがわかり、前回（平成 19 年）調査と同様の結果となりました。
- 地域には、高齢で体の不自由な人や障がい者、子育てで悩んでいる人、外国人など様々な人が暮らしており、また市民アンケートでは、近隣に一人暮らし・寝たきりの高齢者を抱えた家族を「できる範囲で支援」したいと考えている人も半数以上いる反面、「支援したいがどうしたらいいかわからない」との回答が 14.6%あったことから、その対応策が必要であることがわかりました。今後も市民同士が助け合い支え合って、みんなが住みよい地域をめざしていくことが必要となっています。
- 障がい者に対する偏見や差別などのない「心のバリアフリー※」の普及啓発が強く求められています。支援の必要な人を地域で特別視するのではなく、地域の一員として、今後も地域活動など社会への積極的な参加を促すことが重要です。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

※心のバリアフリー：障がいに対する無理解から生じた偏見や差別意識（心の中の障壁）を取り除き、誰もが個人として尊重される存在であることを認め合う取り組みや状態。

Q 近隣に一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者を抱えた家族がいた場合、あなたはどのように考えますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

### 施策の方向

#### ① 活動を支える人材育成

地域の様々な生活課題を市民が主体的に解決できるように、地域福祉活動の担い手となるボランティアや地域の役員、民生児童委員を中心に、地域活動を支援し、活動の参加を多くの市民に呼びかけます。

#### ② 心のバリアフリーの推進

誰もが地域で共に暮らしていく地域づくりのために、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者や高齢者、外国人などに対する理解を深める「心のバリアフリー」を推進します。

また、誰もがその意思と能力に応じて、社会の一員として、地域での活動や地区公民館活動などに積極的に参加でき、理解と協力が得られるように努めます。

### 具体的施策の展開

#### ① 活動を支える人材育成

市は

\* 民生児童委員会で地域福祉・児童福祉向上のため、研修会、講演会等の参加を促して民生児童委員の資質向上を図ります。

\* 地域福祉向上のため、民生児童委員の活動しやすい環境づくりに努めます。

\* 社会福祉協議会と連携し、地域で支え合い助け合う福祉意識の高揚を図ります。

\*市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動支援のための情報ネットワークを構築し、人と人とを結ぶ豊かなまちづくりを目指します。また、市民相互支援の輪を広げるため、市民活動サポートセンター内にとどまることなく、積極的に現場に出向き地域の様々な課題を分野を超えて解決へ結びつけるサポートを行います。

\*市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、市民が自主的・主体的に行う公益的活動を支援し、活発化させ、「新しい公共」を担う人材育成に努めます。

\*認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を支援する「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域での認知症の理解に努めます。

\*「お達者応援団育成塾」を開催し、地域の高齢者を支える介護予防ボランティアを育成します。

### 社会福祉協議会は

\*地域住民がボランティア活動について学び、体験する機会が得られるよう、講座・研修会等を開催します

\*ふれあい広場、社会福祉大会の開催を通じ、出会いの場と交流の場を提供し、地域を支える人材育成に努めます。

### 市民は

\*声掛けや必要な手助けなど日頃の心がけを大切にして、日常的なボランティア活動に積極的に参加しましょう。

## ② 心のバリアフリーの推進

### 市は

\*社会福祉大会の開催や民生児童委員の地域での活動など、様々な機会を捉え、ノーマライゼーションの理念が浸透するよう啓発活動を行います。また、FMさくいだいら・広報佐久・ホームページ等で地域福祉活動の状況を市民にお知らせします。

\*一人暮らしや高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中で、地域包括支援センターや民生児童委員と連携し、高齢者虐待や孤独死の防止、成年後見制度の利用などの新しい社会福祉問題にも対応します。

\*「人権尊重社会の実現」として、各種事業を実施し、人権同和教育や人権啓発に努め、人権意識の高揚を図ります。

\*障がいに対する理解と障がい者の社会参加を広めるため、「障害者福祉展」など障がいの有無にかかわらず市民が交流できる場を設けます。

### 社会福祉協議会は

\*障がいの有無・老若男女を問わず、多くの人と出会い・ふれあい・語り合いを通して、誰もがやさしい心を持ってお互いに支え合える住みよい地域づくりと一緒に考える場として、ふれあい広場を開催します。

### 市民は

\*高齢者や障がい者への理解を深め、誰もが地域活動に参加できる雰囲気づくりに努めましょう。



## (2) 福祉の心の育成

### これまでの主な取り組み

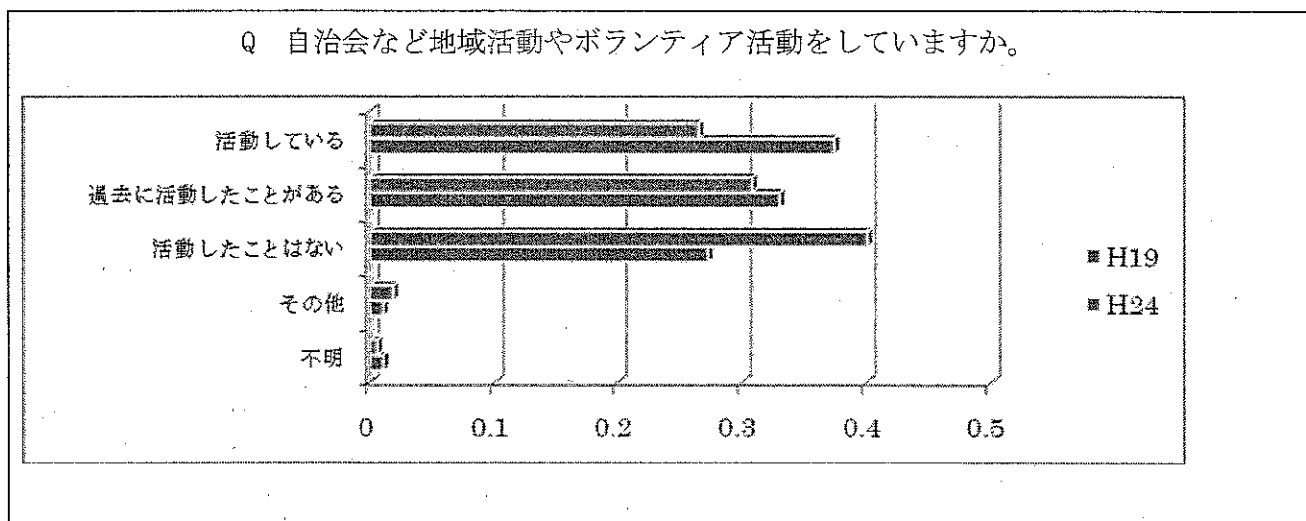
- 各学校では、総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動を中心に地域美化や福祉・介護施設におけるボランティア活動に取り組んでいます。また、障がい者の講話や車いす体験アイマスク体験等を行い、障がい者への理解と福祉学習を行っています。
- 各学校では、高齢者との交流として、稲作などの農作業や地域の伝統行事を学習活動に取り入れ、主に講師を地区の高齢者の方々にお願いし交流を行っています。
- 児童館では「しめ縄づくり」「サツマイモの栽培」「昔の遊び」などの事業で地域の高齢者と交流をしています。また、曜日を決めて小諸養護学校の児童を受け入れています。
- 公立保育所に保育キーパー（高齢者による保育補助員）4名を配置し交流を行っています。また、集団保育が可能な障がい児を受け入れています。

### 現状と課題

- 市民アンケートでは、「地域活動に関心の薄い若い世代が関心を持てるような活動や施策が必要」「高齢者や障がい者が不安なく生活できるような社会福祉活動がますます発展することを期待している」といった意見が寄せられ、学校教育での取り組みや、隣近所での助け合いができるような福祉の心の育成に関心が示されています。

また、地域活動やボランティア活動の有無についての結果では、70.4%の人が「現在もしくは過去に経験がある」と答え、逆に、27.4%の人が、「活動したことがない」という結果でしたが、前回調査との比較で「活動している」が約10ポイント上昇し、「活動したことがない」が13ポイント減少したことから、活動参加者が増えていることが分かりました。

- 地域福祉には、一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくことができるという意識のもと、市民が地域社会に参加できるような仕組みづくりが必要です。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① 福祉学習の充実

小中学校や高校では「総合的な学習の時間」のより一層の充実を図るために、地域における教育力の活用に注目しています。その中で、福祉についても積極的に取り上げ、児童や生徒の心に相手を思いやる福祉の気持ちを育くむために、関係する市民や事業者などと一緒になって、心の教育に努めます。

現在行われている小中学生による地区清掃や公道での「花いっぱい運動」などの活動がより促進され、また地域と連携した活動が行えるように支援します。

将来のボランティアの人材育成を視野に入れ、福祉活動への理解が深まるように支援します。

### ② 世代間交流の促進

福祉の心の一層の醸成をはかるために、保育園、幼稚園、小中学校、高校が行っている地域とのふれあいの機会がさらに活発になるように支援します。

## 具体的施策の展開

### ① 福祉学習の充実

#### 市は

\*啓発活動の検討・実施を進め、社協の実施し、活動する「社会福祉普及校指定事業」の周知等についての支援をします。

\*各学校では、総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動を中心に地域美化や福祉・介護施設におけるボランティア活動に取り組む中フラワーロードづくり等学校から地域に広まった奉仕活動もあり、今後も学校関係機関と連携して、小中学校で幅広いボランティア活動を進めていきます。

#### 社会福祉協議会は

\*社会福祉普及校指定<sup>※</sup>の小・中・高校等を対象に児童・生徒が福祉に対する関心を高め、積極的に福祉活動に取り組む学校に助成を行います。

\*小中学生を対象に、学校の総合学習の時間を利用し、障がい者の講話や車イス体験・点字学習等を行い障がい者への理解と福祉学習を行います。

\*Let's チャレンジボランティア<sup>※</sup>は、小学生から大学生を対象に、福祉施設で生活する高齢者や障がい者との交流や、様々な体験を通じて、地域・学校で果たす役割について考え実践することを目的に開催します。

#### 事業者は

\*児童・生徒、ボランティアなどの体験学習を積極的に受け入れましょう。

#### 市民は

\*子供たちの福祉学習への関心を深める働きかけや体験学習への支援をしましょう。

※社会福祉普及校指定事業：児童・生徒・学生が体験を通して社会福祉への理解と関心を高め、地域に根ざした福祉教育を推進することを目的に、社会福祉協議会が市内の小中学校や高等学校等に情報・資料の提供や講師の斡旋をし、また、連絡会議を開催し情報交換の場を提供する事業。

※Let's チャレンジボランティア：小学生から大学生を対象に、福祉施設で生活する高齢者や障がい者との交流や、様々な体験を通じて、地域・学校で果たす役割について考え実践することを目的に開催します。

## ② 世代間交流の促進

### 市は

- \* 保育園や児童館などの行事・活動の場で高齢者や障がい者との交流の機会を多く設けるように努めます。
- \* 各学校では、総合的学習の時間を中心に、稲作等の農作業・竹トンボ・竹馬等の昔ながらの遊び・しめ縄づくり、等地域の伝統行事の講師に地域の高齢者をお願いしお年寄りとの交流・ふれあいを通して郷土を愛する心を育てていきます。
- \* 親・祖父母との交流の場として「親子ふれあい学級」の推進を図っていきます。

### 社会福祉協議会は

- \* 社会福祉大会・ふれあい広場等を通じ、障がい者団体への支援や、趣味・知識・技術を活かせる世代間交流の支援をしています。

### 市民は

- \* 地域で開催される行事に参加し、あらゆる世代と交流しましょう。

## (3) 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり

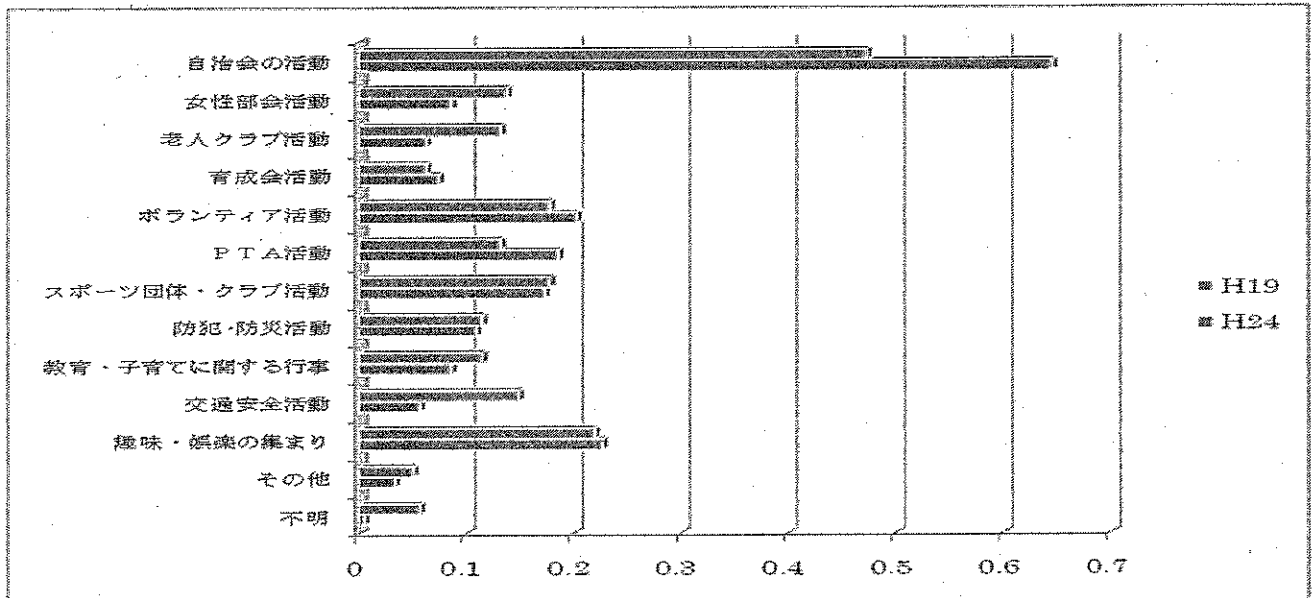
### これまでの主な取り組み

- ボランティアセンターへの運営費の助成を行い、活動しやすい環境づくりを支援しています。
- 育成会・公民館活動の場として体育施設の開放を行っています。
- 地域公民館活動の活性化を目的に支援をしています。
- 親子ふれあい世代間交流等を開催しています。

### 現状と課題

- アンケートでは、「自治会活動」が64.5%と圧倒的に多く、「趣味・娯楽の集まり」22.7%、「ボランティア活動」20.3%が上位を占めています。このほか「PTA活動」18.6%「スポーツ団体・クラブ活動」17.4%「防犯・防災活動」11.0%と日頃の生活範囲内での活動となっていることから、地域でのふれあいの場、話し合いの場が大切であることがうかがえます。
- 地域福祉活動を推進するために欠かせないひとつが、地域活動の拠点となる場です。身近な拠点を設けることが必要であり、適切な場所の確保と継続的な運営が課題です。
- 社会福祉協議会に期待することは「障がいのある方や一人暮らし高齢者など生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が半数以上、「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと」「地域に孤独な人がいないまちづくりをしていくこと」が挙げられています。

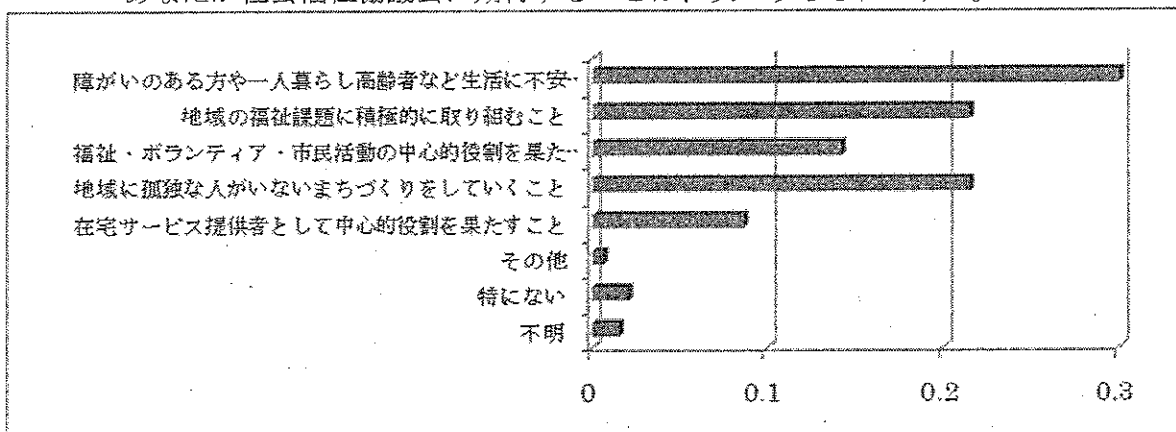
Q 地域活動やボランティア活動をしていると答えた方について、どんな活動をしていますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

Q 社会福祉協議会についてお聞きします。

あなたが社会福祉協議会に期待することは、次のうちどれですか。



(資料 : 平成 24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① ボランティアセンターの充実

社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターを中心として、ボランティア活動のための情報交換、連携などの強化、様々な地域活動や助け合い活動の支援が図れるように、機能の充実に取り組みます。

## ② 地域組織への活動支援

地区育成会、老人クラブ、子育てサークルなどの地域組織による地域福祉活動が活発化し、その活動がより多くの地域に広がり、多くの市民が参加できるように、活動の一層の活性化に向けて支援します。

## ③ 地域活動の場づくり

誰もが気軽に地域活動に参加できる小さな地域ごとの活動の場が必要です。

地域における助け合い活動や交流の拠点となる場所として、既存の地区公民館や集会場をはじめとし、市民が主体となって運営できる拠点づくりを支援します。

### 具体的施策の展開

#### ① ボランティアセンターの充実

市は

\*ボランティアセンターの活動を活発にするため、運営費の助成を行うなどの支援を行っていきます。

社会福祉協議会は

\*市民が日常生活の中で、地域活動・ボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンターの機能充実を図ります。

\*地域福祉ネットワークづくりを推進するために、ボランティアコーディネーターを各支所に配置し、情報の提供・相談・援助を行います。

#### ② 地域組織への活動支援

市は

\*老人クラブ活動の一環として、環境美化活動、世代間交流、ひとり暮らし高齢者の見守り等を行う単位老人クラブへ補助金を交付し、その活動を支援していきます。

\*各地区の育成会に対して、青少年育成推進協議会活動費交付金の交付により、特に地域体験活動に重点を置き、地区育成推進員の活動がさらに活発化するよう指導・助言を行い、地区育成会活動を支援します。

\*佐久市まちづくり活動支援金事業（佐久つと支援金事業・駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業）  
地域が抱える多様な課題について、市民が自主的かつ主体的に取り組む発想豊かで発展性のある公益的事業に要する経費に対し、支援金を交付し、協働のまちづくりの担い手となる市民を支援します。

\*地域公民館の組織づくりと事業活動の活性化を目的に支援を行います。

社会福祉協議会は

\*地域住民の参加と、市や福祉施設等の関係機関が連携のもとに、地域に即した地域福祉ネットワーク活動事業が創意と工夫により、具体的な課題に対応するとともに、市民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域づくりを行います。

\*各地区での敬老会に助成し、地域活動を支えるための交流促進を図ります。

\*支部（地区）社協における地域福祉活動を支援し、ネットワークづくりを進めていきます。

\*赤十字奉仕団における地域活動を支援します。

※地域福祉ネットワーク活動事業：地域の課題を早期発見、早期対応し地域で解決するために推進員を配置する事業。

市民は

\*誰もが参加しやすい地域組織の運営に努め、地域の行事に参加し、お互いの理解を深めましょう。

### ③ 地域活動の場づくり

市は

\*育成会・公民館活動の場としての公共施設や体育施設などを気軽に利用できるよう推進し、地域活動のための場づくりを支援します。

\*地域公民館活動や各講座の充実を図ます。

社会福祉協議会は

\*ボランティアセンターを各支所に設置し、ボランティアの育成並びに活動拠点としての充実を図っていきます。

市民は

\*地元地区公民館等を地域活動や地域の交流の場として有効に活用しましょう。

## 第1節 みんなで支え合う人づくりでの数値目標

	現 状 値	目 標 値
福祉体験教室開催回数	H22 : 14回/年	16回/年
市民活動サポートセンター登録団体数	H24.9月末 70団体	300団体
佐久市まちづくり活動支援金事業活動団体 (佐久っと支援金事業・駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業)	H24 交付決定 : 6団体	10団体
キャラバン・メイト <sup>*</sup> 数	H24.3月末 73人	223人
認知症サポーター <sup>*</sup> 養成数	H24.3月末 3,168人	12,768人

※キャラバンメイト：認知症サポーター養成講座の講師となる者

## 第2節 安心・安全に暮らせる社会づくり

誰もがわかりやすく、利用しやすいサービス情報や相談体制、利用者のニーズに合ったサービスが継続的に提供できる仕組みなど、総合的なサービスの提供をめざします。

また、安心して子どもを産み育てられる仕組みづくりや、地域住民がお互いに支え合う地域コミュニティ<sup>\*</sup>の形成を目指します。

さらに、災害時においてもすべての市民が安心して暮らせる地域を築くための自主防災活動や、犯罪から地域を守る自主防犯活動を中心とした助け合い活動の充実を図ります。

### (1) 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり

#### これまでの主な取り組み

- 妊婦健康診査は公費による無料化の拡大を行いました。
- 産前学級“パパママ教室”は安心・安全な出産を迎えるための食事・生活・精神面等様々の情報発信や個別の相談を行いました。
- こんにちは赤ちゃん事業として生後4か月以内の全出生乳児を対象に保健師・助産師の訪問指導を行いました。
- 子育てママさんサポート事業として養育が困難になっている家庭に訪問し、養育等援助・助言・指導を行いました。
- 子育てサロンを平日午前中の児童館で子育て中の保護者の子育てに関する相談の場、情報交換、交流の場として行いました。
- つどいの広場は0～3歳程度の児童とその保護者を対象に子育て親子の交流の場、子育てに関する悩みの相談に子育て専門相談員を配置し行いました。
- 子ども対策特別推進委員は子どもを取り巻く様々な問題の相談・助言を行っています。
- 佐久市要保護児童対策地域協議会では子育て支援課・関係機関担当者を中心に要保護児童に対して支援・援助を行っています。
- 障がいを持つ子どもや発達に気になる子どもの療育の場として、佐久市療育支援センターを開設しました。

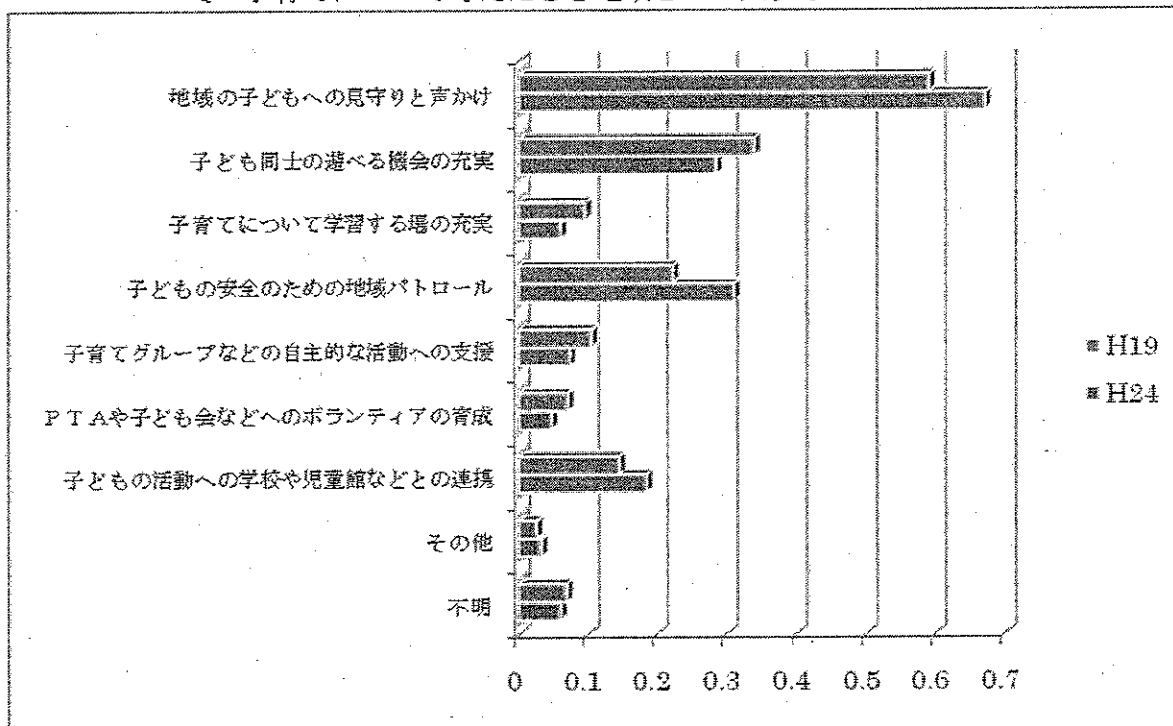
#### 現状と課題

- 地域での結びつきの弱まりや核家族化が進展し、子どもを産み育てることについては、若い世代を中心に不安感などが感じられます。  
地域の中で、世代間交流や、子どもとともに過ごし一緒に遊ぶという時間が少なくなっており、地域で子どもを育てていくという連帯意識が希薄になっています。  
さらに急速な少子化の進行が、過保護、過干渉など子どもたちの健全育成に深刻な影響を与えることが懸念されています。

<sup>\*</sup>コミュニティ：人々が共同意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団、地域社会、共同体。

- 地域の人となじめない、身近に話をする人がいない、育児を手伝ってもらう人がいないなど、育児不安やストレスを一人で抱えてしまう子育て家庭の孤立化が見られます。児童虐待は、地域からの孤立、経済的問題、配偶者間の暴力、心身の障がいや慢性疾患などの要因が子育て不安と重なることで起こり、複雑かつ深刻化しています。
- こうした状況の中、男女が対等に責任を負い、仕事と子育てを両立していくためのしくみづくりが必要です。また就労形態の変化や核家族化の進展により多様化する保育ニーズに対応して、保育サービスの充実が求められています。
- 市民アンケートでは、子育てについて地域として大切なことについて、67.2%が「地域の子どもへの見守りと声かけ」、31.1%が「子どもの安全のための地域パトロール」と回答し、地域の支援の必要性を挙げています。
- 市では、「次世代育成支援対策佐久市行動計画」を策定し、子育て支援を推進する様々な事業を実施していますが、次代を担う子どもが安心・安全な環境で健やかに生まれ、育てられるように、子どもと家庭を地域全体で応援していく仕組みづくりが必要です。

Q 子育てについて考えたとき地域として大切なことは何だと思えますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)



## 施策の方向

### ① 安心・安全ネットワークの拡充

児童館などにおいて、地域における子どもたちの居場所づくりを進めていますが、さらに安心できる子育て支援のネットワークづくりに努めます。

また、子どもを犯罪などの被害から守り、安全を確保するために、関係機関や団体、地域が一体となって協力し、地域全体で安全体制づくりを進めます。

### ② 子育てしやすい環境づくり

家事・育児は男女の共同責任という意識の啓発を図るとともに、家庭・地域・市・事業者などが一体となった子育て支援体制の構築を目指し、男女共同参画の推進に努めます。

### ③ 多様化する保育ニーズへの対応

子育てを応援できる地域づくりと、保護者が仕事や病気、育児ストレスなどにより保育が難な時の支援体制づくりを推進します。

### ④ 社会的支援機能の体制づくり

市民、市、各関係機関が連携した社会的支援機能の体制づくりに努め、援助を必要とする児童を早期に発見し、早期の対応が行えるように支援体制の充実を図ります。

## 具体的施策の展開

### ① 安心・安全ネットワークの拡充

#### 市は

- \* 地域の子育て支援ネットワークの核である児童館の運営内容の充実を図ります。
- \* 「児童が自主的に参加、自由に遊び、安全に過ごす」児童の放課後、週末の居場所として現小学校通学区の児童館を安心できる子育て支援施設とし、子どもが豊かな心を育める児童館運営に努めます。
- \* 子ども特別対策推進員、家庭児童相談員（児童館館長）を中心に保育園長や教育委員会のスクールメンタルアドバイザー、児童相談所等の関係機関と連携し子育て支援のための相談事業を実施します。

#### 市民は

- \* 子供の非行や犯罪、いじめを防ぐために、地域の子供は地域で守り育てるという意識を高めましょう。
- \* 子どもを犯罪から守る「安心の家」や高齢者などによる「子ども見守り隊」など、世代を超えた交流を図るなかから、地域での子育て支援活動を推進しましょう。

### ② 子育てしやすい環境づくり

#### 市は

- \* 「男女が共に働く環境整備の推進」に向け市民・事業者の意識の高揚を図る講演会・学習会の開催、国・県等の研修会参加、広報佐久等での「あなたへのメッセージ」と題して男女共同参画の意義等を中心に啓発を実施していきます。
- \* 子育てを応援するための「子育てサロン」や「つどいの広場」で、育児に関する相談に応じるとともに育児講座を開催するなど子育て支援事業を推進します。

\*保護者のニーズに応じた保育内容の一層の充実を図ります。

#### 社会福祉協議会は

\*子育てグループへの活動を支援するため、ボランティアセンターを情報交換等の支援・場として提供します。

#### 事業者は

\*労働条件や就労環境における男女平等な待遇と、雇用機会の確保に努めましょう。

#### 市民は

\*男女平等意識を持ち、共同で家事・育児を行うことに心がけるとともに、職場や地域における研修会など積極的に参加しましょう。

\*日常的な声掛けなどを行い、子育て家庭との交流を図る中で、地域での子育て支援をしましょう。

\*市などが行う子育て支援事業を利用し、子育てをしましょう。

### ③ 多様化する保育ニーズへの対応

#### 市は

\*一時保育や長時間保育、休日保育、病児・病後児保育など保護者のニーズに応じた保育内容の一層の充実を図ります。

\*環境整備を図るため老朽化が進んでいる施設改修の計画的な実施に努めます。

#### 社会福祉協議会は

\*育児支援のサポート事業<sup>\*</sup>として軽微な病児の預かり、冠婚葬祭・通院・PTA等参加する際の預かり等の支援やサポーター（助っ人会員）の養成なども行っていきます。

### ④ 社会的支援機能の体制づくり

#### 市は

\*子ども対策特別推進委員会を中心として状況把握と支援活動を行います。

\*主任児童委員と連携して要保護児童の情報を収集し、早期発見に努めます。

\*関係機関、保健師、保育士などを交えた「佐久市要保護児童対策地域協議会」を中心として、援助、支援活動を充実します。

\*主任児童委員との連携によって要保護児童の早期発見に努めるとともに、事例研究や情報共有を行い、関係者のスキルアップを図ります

#### 市民は

\*地域での見守り、声掛けなどを行って児童の発見に協力しましょう。

※ファミリーサポート事業（ほっと・ホット）：社会参加などを目指す方々の育児と介護を両立させ、社会的活動への参加を支援するために、支援を必要とする人と支援する人の橋渡しを行う事業。

※子ども対策特別推進委員会：子どもを取り巻く様々な問題についての相談に応じ、助言指導を行い、市役所や保育所での相談業務及び家庭相談員との連絡調整にあたり、相談事業の総合的調整を図っている。

※佐久市要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための地域協議会。

## (2) 人にやさしいまちづくり

### これまでの主な取り組み

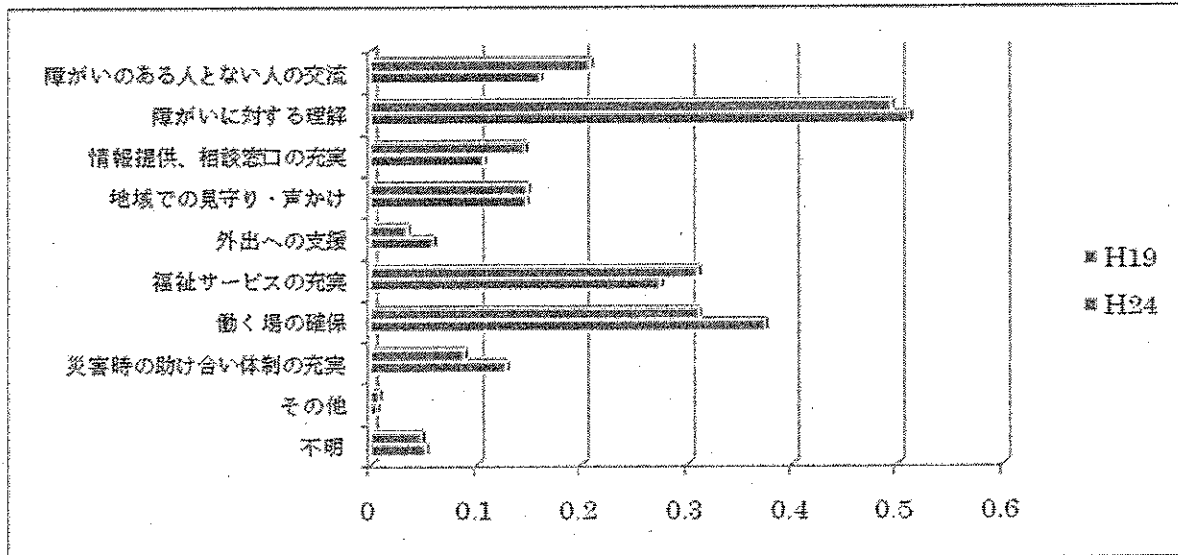
- ひとに優しい歩行空間の確保のため歩道の段差解消工事を行いました。
- 市営住宅では建て替えに合わせ、バリアフリー化を行っています。また既存改修ではスロープの設置・障がい者・高齢者専用の駐車場設置を行っています。
- 人工肛門、人工ぼうこうを持つ方の利便性向上のため、市役所本庁舎と野沢会館にオストメイト対応のトイレの設置を行いました。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市を5つの日常生活圏域に分け、それぞれの圏域での施設状況や利用希望者の待機状況等を勘案して、特別養護老人ホーム、認知章高齢者グループホームを整備しました。
- 市が設置する共同作業所のサービス体制を見直し、運営の充実を図りました。
- 市庁舎内に手話通訳士を配置しました。

### 現状と課題

- 多くの市民は、住み慣れた地域や家庭で生涯安心した生活を送り、自立して社会参加できる環境を望んでいます。  
高齢者や障がい者が地域で生活するためには、偏見や差別などのない心のバリアフリーの普及啓発が強く求められているのはもちろんのこと、道路や公共施設などのバリアフリー※化を推進することも必要となっています。
- 家族にとって介護の負担は重く、市民アンケートでは「老人を自宅で家族だけで介護するのは困難」「老人施設は安心していつでも入所できるようになればよい」や「市内の交通の便がよいところに障がい者施設が欲しい」などの意見がありました。待機者の解消を図るための施策として、施設サービスの充実とともに在宅サービスの充実が必要です。
- 市民アンケートでは「障がいに対する理解」「働く場の確保」「福祉サービスの充実」が上位を占め、外出する機会が少ない障がい者にとって身近な所に通所できる施設や、社会参加できる場づくりが必要であり、地域との交流促進の施設の充実が求められています。また障がい者が地域で暮らしていくために、雇用の場の確保と情報提供を含めた仕組みづくりが必要です。

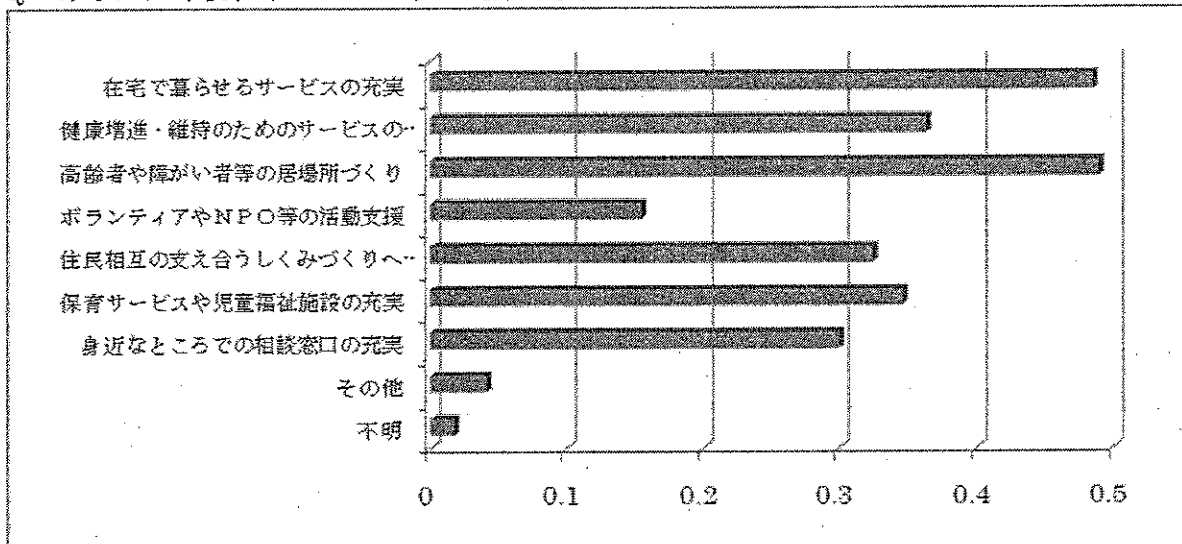
※バリアフリー：建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮すること。製品設計にも応用されている。

Q 障がいのある人を社会参加しやすくするため地域として大切なことは何だと思えますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

Q あなたは今後、市はどのような施策を優先して取り組むべきだと思いますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① まちのバリアフリーの推進

障がい者をはじめ誰もが地域で共に暮していく地域づくりのために、ユニバーサルデザイン※を視点にしたまちのバリアフリー化を推進します。

### ② 福祉施設の充実

障がい者や高齢者及び介護家族を地域で支え、また日常の生活の質を高めるために、福祉施設の充実を図る必要があります。

### ③ 障がい者の就労支援

障がい者の経済的自立や社会参加を促進するために、公共職業安定所や福祉関係機関、事業所などとの連携を強化し、就労機会の拡大に努めます。

## 具体的施策の展開

### ① まちのバリアフリーの推進

#### 市は

\*高齢者・障がい者・児童生徒にやさしい歩行空間確保として歩道の段差解消工事に努めます。  
\*市営住宅の整備に合わせ居室の段差解消を進めるとともに、公共建築物の改修に当たってはスロープの設置、障がい者や高齢者専用の駐車場やトイレの設置などバリアフリー化に努めます。

#### 事業者は

\*建物の段差の解消やトイレ、駐車場などのバリアフリー化に努めましょう。

#### 市民は

\*あらゆる機会を通して、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの理解を深めましょう

### ② 福祉施設の充実

#### 市は

\*障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動の場及び生活の場の量的・質的な充実を図るため、サービスを提供する事業者への働きかけを行い、連携して取り組んでいきます。また、地域生活支援等については、県及び関係する障がい福祉サービス事業所と連携し事業を推進します。  
\*高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域での生活継続が可能となるよう、生活圏域ごとに地域の必要に応じた多様なサービスを提供するため、施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を推進します。

#### 事業者は

\*地域に開かれた施設を目指し、施設利用者と地域の住民との交流を積極的にしましょう。  
\*利用者のニーズに沿ったサービス提供に努めましょう。

※ユニバーサルデザイン：すべての人が使いやすいように考慮してつくられた都市や生活環境をデザインする考え方。

### ③ 障がい者の就労支援

#### 市は

\*佐久圏域障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、雇用者の障がいに対する理解を深め、就労の場の確保と就労の定着のための支援を行います。

#### 事業所は

\*障がい者の就労に理解を深め、積極的な雇用に努めましょう。

#### 市民は

\*地域や職場で障がいのある人への理解を深めましょう。

### (3) 福祉サービスの適切な利用の促進

#### これまでの主な取り組み

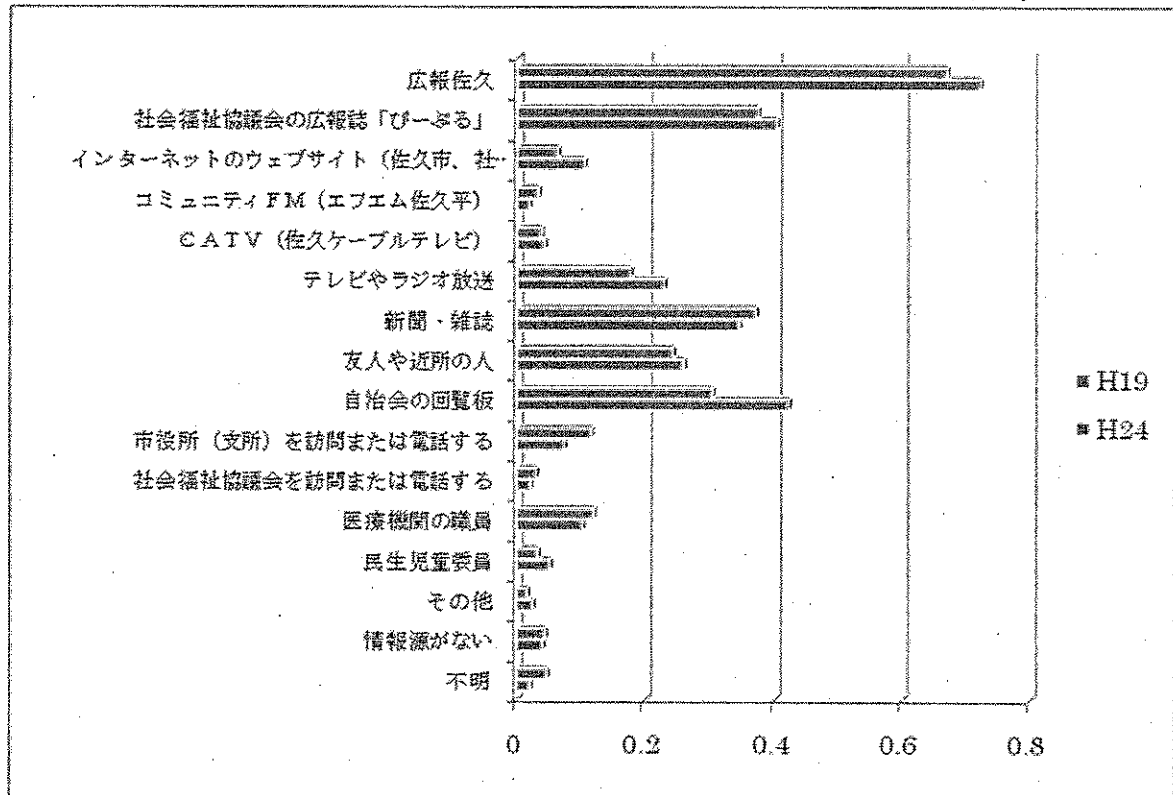
- 佐久広域連合障害者相談支援センター\*では、身体障がい、知的障がい、精神障がいに対するコーディネーターが障がい者の相談支援を行いました。
- 配偶者暴力（DV）等の相談窓口に女性相談員を配置し相談支援を行いました。
- 児童虐待相談窓口では、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子育て支援課が関係機関の担当者と連携し要保護児童に対し支援・援助を行いました。
- 福祉サービスの周知のため、広報等での情報提供・「福祉のしおり」の作成・ホームページの掲載を行いました。

#### 現状と課題

- 市民アンケートでは、「福祉サービスに関する情報を市や社会福祉協議会の広報・回覧板等で入手している方が多くみられましたが、半面情報を得る手段がない、福祉に関する相談窓口が分からない」といった意見も寄せられました。
- 地域で生活や福祉の様々な問題を抱える市民が、福祉サービスを利用するにあたり情報提供のあり方や、より利用しやすい仕組みを整える必要があります。
- 判断能力が不十分となった方々の福祉サービスの利用や、財産を守るため成年後見制度をはじめとする権利擁護の普及と啓発が必要です。

※佐久広域連合障害者相談支援センター：佐久広域連合が野沢会館内に設置。身体・知的・精神障がい者、障がい児の相談に応える。

Q あなたは福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

### 施策の方向

#### ① 相談体制の充実

必要な福祉サービスを誰もが円滑に利用できる環境を整えるために、市民が気軽に相談できる体制づくりを行います。

#### ② 福祉サービスの充実と質の確保

市民の誰もが情報を得られるために、様々な生活様式や各世代の市民に対応し、わかりやすい福祉サービス情報の提供に努めます。

福祉サービスに対するニーズが多様化・複雑化している中で、様々な専門機関や地域組織と連携して、利用者にとって最適なサービスの提供をめざします。

#### ③ 権利擁護の推進

社会福祉制度改革により福祉サービスは契約型の利用になっています。福祉サービスを利用するには情報、サービス内容の理解、福祉制度の理解など契約当事者として判断能力が求められます。自分で判断することが困難な高齢者や障がい者が、安心して必要なサービスを受けることができるように権利擁護の推進を図ります。

## 具体的施策の展開

### ① 相談体制の充実

#### 市は

- \*福祉関連窓口（保健・福祉・医療）や佐久広域連合障害者相談支援センターほか障がい者支援に関わる相談窓口との連携を強めるとともに、障がい福祉サービスのマネジメント機能を担う相談支援事業所の拡充を図っていきます。
- \*高齢者・児童・障がい者虐待相談は市が窓口となり、早期発見、虐待の防止、迅速な対応の支援体制を図っていきます。
- \*DV等の相談窓口として配置している女性相談員を中心に関係機関と連携を図りながら相談業務の充実を図っていきます。
- \*高齢者総合相談窓口として、5つの「地域包括支援センター」の相談機能を充実します。
- \*児童の養育について相談に応じる「子ども特別対策推進員」また、児童館の家庭児童相談員（館長兼務）の周知を図るとともに、相談しやすい環境を整備し、適切な対応に努めます。

#### 社会福祉協議会は

- \*判断能力に不安がある高齢者や障がい者に対して、日常生活自立支援として福祉サービス利用の相談及び日常的な金銭管理を支援していきます。
- \*心配ごと相談所を月2回開設し、必要に応じ法律の専門家に繋げていきます。

#### 事業者は

- \*他の事業所や関係機関との連携を常に図り適切な対応に努めましょう。

#### 市民は

- \*広報などを通じて日常的なサービスと相談窓口についての知識を深めましょう。

### ② 福祉サービスの充実と質の確保

#### 市は

- \*福祉サービスの広報等での情報提供・「福祉のしおり」の作成とホームページへの掲載により周知を行い利用促進を図っていきます。

#### 社会福祉協議会は

- \*広報誌「佐久市社協ぴーぷる」を隔月で発行し、情報等を紹介しています。また、ホームページでも情報を随時提供していきます。
- \*各種の研修会を実施し、より質の高いサービスを提供していきます。
- \*福祉に関する制度やサービスの内容を、市民に周知・有効活用できるよう普及に努めます。

- ※地域包括支援センター：市内5か所に設置し、高齢者に関して総合的な窓口、介護予防事業マネジメント、権利擁護、包括的・継続的なマネジメントの支援等を行う中核機関のこと。
- ※DV（ドメスティックバイオレンス）：夫や恋人からの女性に対する暴力のこと。法律上の婚姻の有無を問わず、親密な関係にある男性が、女性に対して行う身体的・心理的暴力などを指す。



#### 事業者は

- \*提供している福祉サービス内容の情報や費用負担などについて、広く市民に情報提供しましょう。
- \*福祉サービスに対する利用者の苦情や要望が言いやすい体制づくりに努めましょう。
- \*サービス提供従事者などに対し、専門性を高める研修をし、質の向上に努めましょう。
- \*サービス利用者への十分な説明を行い、利用者からの意見、提案、苦情に対しは速やかに対応しましょう。

#### 市民は

- \*広報誌など回覧板、各種会合などで知識の習得に努めましょう。
- \*福祉サービスの利用に対する理解を深め、サービスだけでは補えない日常的な手助けはお互いに連携し地域で行いましょう。

### ③ 権利擁護の推進

#### 市は

- \*成年後見制度を利用しやすいものとするため、佐久広域連合成年後見支援センターによる支援に繋げるとともに、経済的に利用が困難な方への費用援助を行っていきます。

#### 社会福祉協議会は

- \*判断能力に不安がある高齢者や障がい者に対して、福祉サービス利用の相談及び日常的な金銭管理を支援していきます。
- \*高齢者の権利擁護における相談窓口として、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携を図っていきます。

#### 事業者は

- \*利用者の利益と権利擁護のための支援を行いましょ。

#### 市民は

- \*判断能力が不十分な高齢者や障がい者を把握した場合、民生児童委員または市や社会福祉協議会に繋げましょ。

※日常生活自立支援事業：高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関する相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業。

※成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

※任意後見制度：本人の十分な判断能力があるうちに、誰にどのようなことを手伝ってもらいたい（財産管理や法律行為など）、どのようなケアを受けたいかなどについてあらかじめ自らの意思を表明しておき、実際に判断能力が衰えてしまった場合に、本人に頼まれた人が任意後見人となり、本人の意思を実現する制度。

#### (4) 地域福祉を充実し促進するための仕組みづくり

##### これまでの主な取り組み

- 災害時住民支え合いマップの作成を社協・区長会・民生児童委員会を通じ作成推進を行いました。
- 自主防災組織の設置 240 区中 230 区で設置、地区の防災訓練活動を行いました。また防災資機材等整備事業補助制度の活用として各組織の防災資材の充実を行いました。
- 少年センター補導委員・専門補導委員による街頭補導による補導活動の実施、小・中・高等学校への訪問による情報交換を行いました。
- 地区育成会では、危険箇所の確認や安全教室など行いました。

##### 現状と課題

■ 市民アンケートでは、「隣近所でも深く付き合うことが出来ない」という意見が見られました。このように、近隣住民との繋がりやつきあいの希薄化が進んでいる反面、「災害時や緊急時には手助けをして欲しい」という人が多く見られました。  
また、いつでも気軽に相談できる体制づくりの必要も見受けられました。

■ 市民アンケートでは、「近隣の人と日頃から助け合っている」と答えた人は 23.9% でした。また、地域生活について「住民が協力し住みやすくするように心がける」ことが大切と考える人が 55.9% いました。

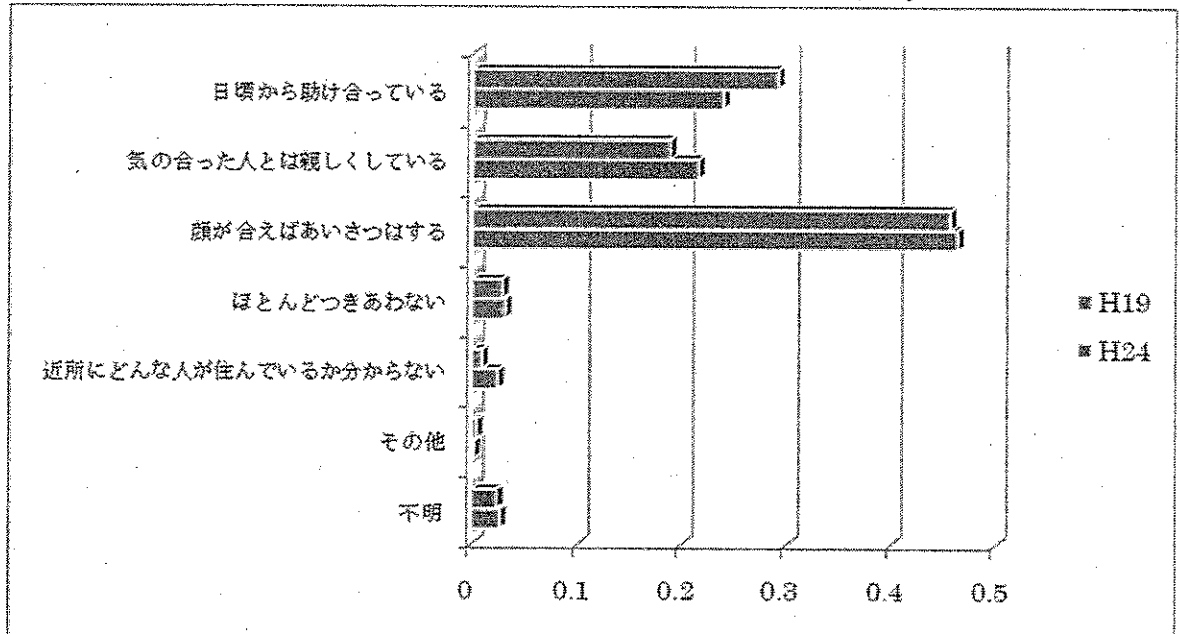
地域で安心して暮らすためには、近隣での助け合いが必要であり、地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりのつながりを強め、お互いの信頼関係を築いて地域コミュニティの活性化を図るなど、お互いが支え合える地域福祉ネットワーク\*づくりが重要です。

日頃から緊急時における要援護者の情報を適切に把握し、要援護者が安心して地域生活を送ることができるようにすることが重要です。

---

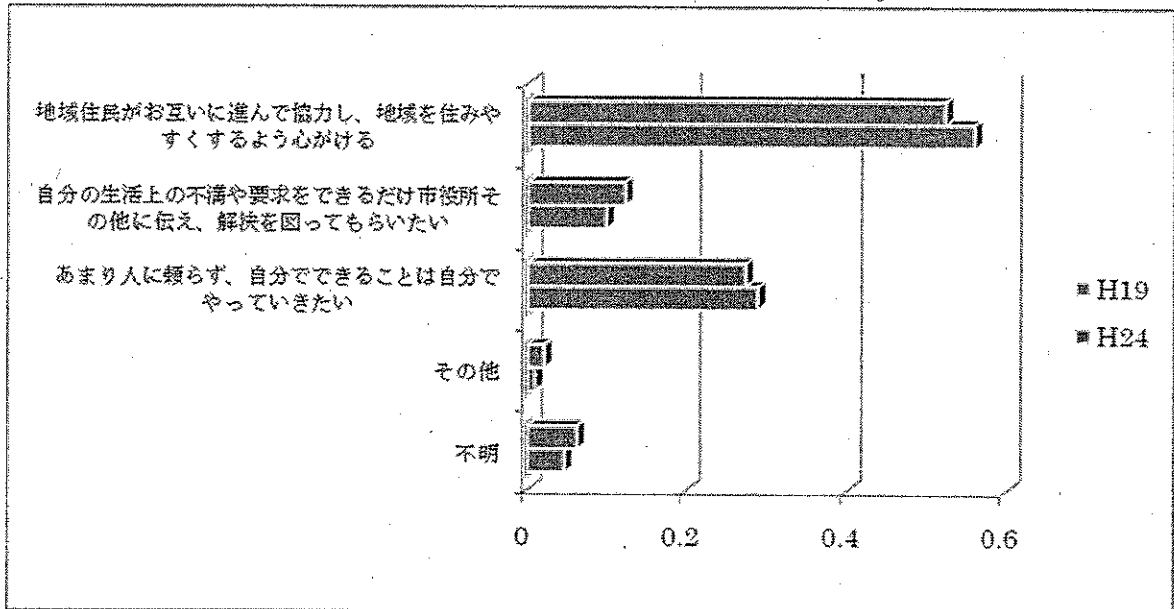
\*ネットワーク：地域における市民同士のつながりのこと。

Q 近隣の人とどの程度の付き合いをしていますか。



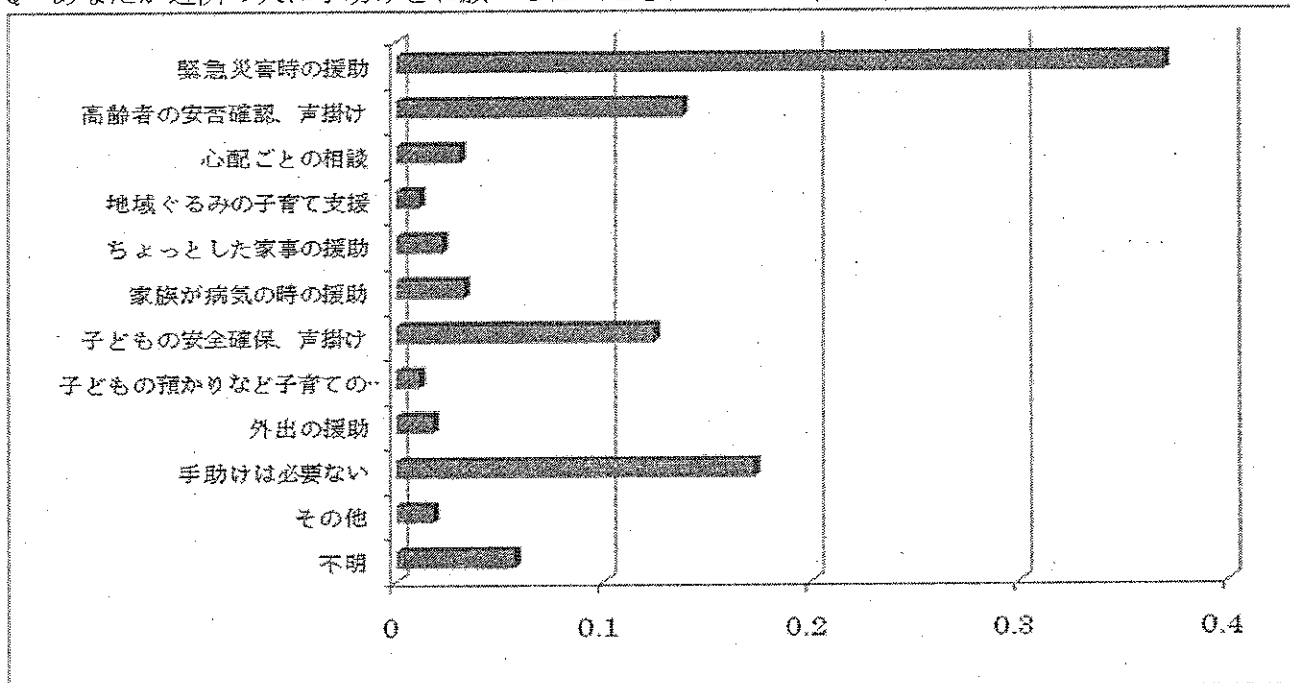
(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

Q 地域生活についてどのようにお考えですか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

Q あなたが近隣の人に手助けをお願いしたいことについてお答えください



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① 地域福祉ネットワークの構築

地域における保育園や老人ホームなど、さまざまな施設、団体などと連携・協力して、地域住民がその地域の実情に応じて活動ができるように、保健、医療、福祉などの地域福祉のネットワークを一層強化し、要援護者がネットワークから外れない仕組みづくりを推進します。

このネットワークにより、地域住民が日常生活の中で困っていること、援助を求めていることの情報把握し、適切なサービスの提供につなげていくための支援体制づくりを推進します。

### ② 万々に備えた地域の体制づくり

近年各地で相次いだ大規模災害などを背景に、市の総合防災訓練などを通して市民の防災意識は高まってきています。地震や台風など大きな災害が発生したとき、地域の住民が協力し避難、救援などの活動がスムーズに行えるように、自主防災組織の育成に努め災害時の支援体制の充実を図ります。

誰もが、安全で安心して暮らせる地域を築くために、家庭・地域・学校・市・事業者・関係機関相互の連携を強化し、防犯活動・防犯体制の充実を図ります。

## 具体的施策の展開

### ① 地域福祉ネットワークの構築

#### 市は

- \*災害時住民支え合いマップを市内全域で作成できるよう、区長会・民生児童委員協議会などと連携して推進します。
- \*市と社協で連携し、住民自ら、地域福祉問題に取り組むための地域福祉ネットワーク活動を区単位で実施し、いきいきサロン事業の推進に努めます。

#### 社会福祉協議会は

- \*地域住民の参加と市や福祉施設等の関係機関が連携し地域に即した創意工夫により地域福祉ネットワーク活動の具体的な課題に対応し、住民相互の助け合い交流の輪を広げ、共に支え合う地域づくりを行っていきます

#### 事業者は

- \*サービスを必要とする人が適切なサービスが受けられるように関係機関との連携を図りましょう。

#### 市民は

- \*日頃のお付き合いを通じ地域内での結び付きを強めましょう。

### ② 万々に備えた地域の体制づくり

#### 市は

- \*各地区において災害時住民支え合いマップを活用し、民生児童委員との協力により地域での要援護者の把握や日常の見守り、安否確認等の活動を支援していきます。
- \*自主防災として、災害に強いまちづくりのため地域防災組織の設置を促進します。防災資機材等整備の充実を図るとともに、総合防災訓練・地域での防災訓練への参加を通じ防災に対する意識の高揚を図っていきます。
- \*一斉同報メールシステム等情報伝達手段を多様に利用可能とすることで、大規模な災害への対応を図っていきます。
- \*佐久市少年センターは、年間を通して街頭補導活動を実施しています。この活動が地域防犯の一助となり、安全安心な地域づくりに貢献できることから、今後も街頭補導の積極的な取り組みに努めます。

※災害時住民支え合いマップ:災害時などに援護が必要な高齢者や障がい者を迅速かつ安全に避難誘導するために、地域の支援者や避難所など社会資源などの情報をマップ(地図)にしたもの。

### 社会福祉協議会は

- \* 地域福祉ネットワーク活動の推進や災害時住民支え合いマップの作成を通じて、住民の皆さんとともに、誰もが安心して暮らしていける地域づくりを図っていきます。
- \* 赤十字奉仕団との連携を図り、地域活動における支援を行っていきます。
- \* 日頃から地域での目配り・気配り・声掛けができる地域づくりを支援していきます。
- \* 老人クラブ連合会との連携として登下校における子どもの見守り活動を支援していきます。

### 事業者は

- \* 災害時において地域の要援護者を受け入れるなど地域の救援活動に協力しましょう。
- \* 事業所自身の防災対策に加え、地域が行う防災訓練への参加や、地域との応援協定など必要に応じて検討しましょう。

### 市民は

- \* 自主防災組織の役割を認識し、自己の安全確保と地域での支援活動を進めましょう。
- \* 地域の防犯指導員や関係機関と連携し、声掛け運動の実施や子どもを守る「安心の家」の設置など、地域ぐるみの防犯活動を実施しましょう。

## 第2節 安心・安全に暮らせる社会づくり数値目標

	現 状 値	目 標 値
災害時住民支え合いマップの作成	H23 197地区	240地区
ふれあいいきいきサロンの実施	H23 124地区	240地区

## 第3節 心とからだの健康（生きがい）づくり

「自分の健康は自分でつくる」を理念に、「守る健康」から「つくる健康」への意識改革を進め、市民一人ひとりが心とからだの健康管理、体力増進など、自らの健康づくりを実践できる環境の整備が求められています。

少子高齢化や国際化の進展など、社会経済の変化や情報化社会の到来により、市民ニーズはますます多様化しています。いつでも、どこでも学習できる活動機会の提供に努め、生涯を通して生きがい・やりがいを持ち、知識・技術を必要なときに学習できる環境の整備を進めます。

また、経済成長を支えてきたいわゆる団塊の世代が退職を迎え、優れた知識・技術や知恵を持つ元気な高齢者が地域社会で増加しています。かつては、地域の監督や調整係といった役割を担っていた中高年の世代が、健康で生きがいを持って暮らしていくためにも、地域活動へ参加できる仕組みづくりを進めます。

### (1) 健康づくりの推進

#### これまでの主な取り組み

- 佐久市健康づくり 21 計画に基づき、生活習慣の見直しをする取り組みを推進しました。
- 佐久市食育推進計画を作成しました。
- 自殺防止への理解と関心を高めるための、講演会やシンポジウムを開催しました。
- 健康診査受診率を高めるため、保健補導員会や医師会と協働し、PRキャンペーンを実施しました。
- 保健補導員会の地区自主活動や食生活改善推進協議会で「ぴんころ食」の普及を行いました。
- 寝たきり予防のため保健師等による健康相談や、栄養士、健康運動指導士が行う健康教育や健康に関する講話などを実施してきました。
- 認知症に対する理解をより多くの人に深めてもらうため、認知症予防・啓発事業を推進していききました。

#### 現状と課題

- 心理的ストレスによるこころの疾病が増加傾向にあるため、こころの健康保つため、精神保健事業を推進する必要があります。
- こころの健康づくりの観点から、悩みを抱える人や家族の相談支援体制の強化と自殺防止対策を進める必要があります。
- 精神保健事業の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの精神障がい者に対する理解と支援を推進する必要があります。
- 核家族化やライフスタイルの多様化に伴う食生活の変化により、栄養の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れにつながっている状況がみられることから、健全な食生活の普及に向け

た食育活動が求められています。

- 保健補導員を育成し、地域と一体となった保健予防活動や健康づくり施策を進める必要があります。
- 市民が心身ともに健康で暮らせるよう、森林セラピーや健康運動施設などを利用を通じた健康増進を推進する必要があります。
- 健康診査の受診率向上のため、健康教室や広報活動の一層の充実を図るとともに、医療機関と連携した特定保健指導など含め、より効果的な指導方法を検討する必要があります。

## 施策の方向

### ① 健康のための生活習慣・生活環境の改善

市では「佐久市健康づくり21計画」に基づいて市民の健康づくりの推進を図っています。この計画の基本的な視点は、生活習慣を形成する「栄養・食生活」「運動・身体活動」「こころの健康」「歯の健康」「たばこ」「アルコール」「生活習慣病」「感染症」の分野別に、市民一人ひとりが取り組んでいけるように、健康づくりの行動目標を掲げ、個人の努力から地域で支える仕組みづくりを推進します。

### ② 介護予防体制の充実

高齢になっても健康を維持し、要介護状態になることを防ぎ、自立した生活ができる元気な高齢者を増やし、健康で長生きして कोरोリ人生を全うする「PPK\*の里」づくりが必要です。そのために、介護予防に関する正しい情報を提供し、高齢者が自主的に社会参加できる環境づくりを進めます。

### ③ 地域における健康づくりへの支援

健康づくり運動の目的を達成するために、行政機関をはじめ、医療機関、教育関係機関、保健補導員などの健康に関わる様々な関係者がそれぞれの特性を活かしながら連携し、地域ぐるみで健康づくりに取り組めるように支援します。

---

※保健補導員：市民の健康生活推進のための問題発見者として、また地域の健康管理の担い手、さらには保健福祉行政の協力者・理解者として自主的に活動している組織。

※PPK：「ピン・ピン・ कोरोリ」の略。「健康で長生きして कोरोリと人生を全うする」という意味。



## 具体的施策の展開

### ① 健康のための生活習慣・生活環境の改善

#### 市は

- \* 毎月児童生徒に配布する献立表の空きスペースや裏面を活用し、「給食だより」として、郷土料理等の紹介、給食のレシピ、食材生産者の紹介、さらには食事のマナー等の情報の発信を行います。
- \* 広報活動や地区活動を通して、生活習慣病予防に着眼した健診やがん検診の必要性を周知、啓発するとともに、早期発見・予防のために受診率の向上を図ります。
- \* 「運動」「栄養」「休養」の三大要素を基調に、「健康は自分でつくる」という市民の健康意識の高揚を図ります。
- \* 乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた「食育\*」推進事業を通し、健康づくりを進めます。
- \* 森林セラピー基地\*（春日の森・平尾の森）を市民の健康増進に有効活用するようさらに普及活動を進めます。
- \* 市民の健康増進のため、運動の習慣化を推進するためウォーキングを普及します。
- \* 生活習慣病予防のため、「ぴんころ食」の普及をさらに推進します。
- \* 「いきいきふれあいサロン」などを通じて、運動や栄養等の健康に関する講話を行います。
- \* 健康長寿体操の普及に努めます。
- \* 「地域包括支援センター」と連携しながら二次予防高齢者\*の実態把握に努め、対象者を「介護予防ふれあいサロン事業\*」などの介護予防事業の利用へと繋げます。

#### 社会福祉協議会は

- \* 地区集会施設等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、区単位でふれあいいきいきサロンを開催していきます。

#### 市民は

- \* 健康づくりに関心を持ち、地域での健康づくり活動を進めましょう。
- \* 健康のために年に一度は健康診査を受診しましょう。
- \* 心の健康について理解し、自分に合ったストレスの解消法をみつけましょう。

※食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

※森林セラピー基地：生理的にリラックス効果をもたらすことが実証され、森林環境や滞在施設などにおいても優れていると認められる地域。（森林セラピー実行委員会「林野庁などで構成」が認定する）

※ふれあいいきいきサロン事業：地区公民館などの身近な場所を利用して、介護予防活動などを地域住民が自主的に行う事業。

## ② 介護予防体制の充実

### 市は

\*高齢者の交流促進を図り、地域に根づく、介護予防及び介護予防のリーダー「お達者応援団育成塾」での育成を行う、ふれあいいきいきサロン事業の推進に努めます。  
\*介護予防に関連する高齢者支援事業を充実します。  
\*健康長寿体操の普及に努めます。  
\*「地域包括支援センター」と連携しながら二次予防高齢者\*の実態把握に努め、対象者を「介護予防ふれあいいきサロン事業\*」などの介護予防事業の利用へとつなげます。

### 社会福祉協議会は

\*高齢者が地域の中で心身共に元気で生活できるよう、ふれあいいきいきサロン事業の推進に努め、相談、支援をしていきます。

### 市民は

\*市や社会福祉協議会が行う介護予防・地域支援事業を活用し、健康づくり・介護予防に努めましょう。

## ③ 地域における健康づくりへの支援

### 市は

\*地域の人々が支えながら楽しく健康増進を行えるよう、保険補導員会や食生活改善推進協議会などの地区組織を育成し、健康に関する各種事業活動を推進します。  
\*精神保健や自殺防止対策に関する研修や情報共有を通じ、精神疾患等に対する偏見のない地域づくりを目指します。  
\*こころの健康づくりについて、関係機関との連携を図り、ネットワークを構築することによって、地域ぐるみでお互いの心の健康に配慮しながら支え合う体制を整備します。  
\*市民ニーズに応じた各種健康づくりに関する事業を実施し、市民参加の促進と健康づくりに対する意識の高揚を図ります。  
\*自殺の危険性の高い人の早期発見や早期対応を図るため、気づきができる人材を育成するため、ゲートキーパー養成研修を行います。

### 社会福祉協議会は

・ふれあいいきいきサロンのボランティア（世話人）の集いを開催し、意見交換や交流の場を提供していきます。

### 市民は

\*地域での健康づくり活動に積極的に参加しましょう。  
\*心の健康について理解し、身近な人のいつもと違う様子に気づき、声を掛けましょう。

※二次予防高齢者：65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれのある高齢者。認定されると運動機能向上、栄養指導、口腔機能向上などの介護予防プログラムを受けることができる。

※介護予防ふれあいいきサロン事業：特定高齢者に対して、老人福祉センターなどの施設を利用して日常動作訓練、リハビリ、趣味活動を提供する事業。

※ゲートキーパー：身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、見守りや必要に応じて専門相談機関へ繋ぐなどの役割が期待される人材です。

## (2) 生涯学習の推進

### これまでの主な取り組み

- 青少年健全育成事業として、ジュニアリーダー研修、青少年健全育成会市民集会での講演会、県警薬物乱用防止広報車による広報活動、またふるさと創生事業として中学生海外研修、洋上セミナー（21年度終了）を行いました。
- 生涯学習活動支援として「学校開放講座」（H23年度終了）、「佐久市生涯学習市民のつどい」「まちじゅう音楽祭」を行いました。
- 各小中学校では、地域に開かれた学校づくりとして総合的な学習の時間を中心に地域の皆さんと共に郷土学習・実習・体験活動を行いました。
- 生涯学習情報の提供・青少年健全育成での子ども情報誌「佐久っ子だより」少年センターだより「みちびき」の発行を行いました。

### 現状と課題

- 自由時間の増大や生活水準の向上に伴い、人々のライフスタイルや価値観は多様化し、物質的な満足のみではなく、生きがい豊かな暮らしを望む傾向がますます強まっています。
- 経済のグローバル化や高度情報化の進展などに伴い、個人の適応力の向上が求められるなど、生涯を通して主体的に学び続けることが必要となっています。  
さらに、自分の経験を社会に活かす機会を望む市民は増加し、生涯学習へのニーズはさらに高度化・多様化することが予想されます。
- 生涯学習への市民の期待と関心に対応するために、高齢者大学などの地域公民館活動の充実を図ってきました。  
今後は、市民一人ひとりが学習活動に参加する意識をさらに高めていくために、きめ細かな生涯学習情報の提供や啓発、指導者の確保と育成、それぞれのライフステージに応じた生涯学習活動の充実を積極的に行っていく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 学習機会の充実

生涯学習センターや、地区公民館、図書館など、市民の生涯学習活動の拠点となる施設の充実と利用促進を図り、市民が生涯にわたって意欲や興味に応じて、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができる環境を整えます。

#### ② 家庭・学校・地域の連携

地域の活性化には、家庭や地域での教育力の再生が不可欠であり、家庭・学校・地域が連携し、地域社会への参加を通じた学習機会の充実に努めます。

#### ③ 学習情報の提供

市民が学習活動に参加する気運を高めるために、学習情報の提供に努めます。

#### ④ 生涯学習指導者の確保と育成

市民の自主的学習活動への支援のために、中高年世代の培った経験を活用するなど、指導者の育成を行い、多面的な生涯学習を支援します。

## 具体的施策の展開

### ① 学習機会の充実

市は

\*市民の生涯学習活動を支援する「まちじゅう音楽祭」を実施していきます。また、佐久市が提供している生涯学習事業を一元的に管理することで、「佐久市生涯学習基本構想・基本計画」と市民ニーズに沿った事業が実施されるよう、関係所管課と協議のうえ改善を図ります。  
\*地域の連帯と交流を深めるために、地域公民館活動の充実を図ります。

社会福祉協議会は

\*地域住民がボランティア活動について学び、体験する機会が得られるよう、各種講座や研修会等を開催し、ボランティアの育成に努めます。

市民は

\*地区公民館活動などに参加して余暇を楽しみましょう。

### ② 家庭・学校・地域の連携

市は

\*小中学校では、総合的な学習の時間を中心に、地域の皆さんと共に郷土学習や実習、体験活動など地域性を活かした学校づくりに取り組んでいきます。  
\*コスモスプラン実践の輪を広げ朝の一斉読書や地域の方々による読み聞かせなど教育活動の活性化を図っていきます。  
\*地域に開かれた学校づくり補助金を負担金とするなど事業の見直しを図りながら地域社会と連携した学校づくりを進めていきます。  
\*学習の場として、市民が気軽に立ち寄れる地域公民館の活動を促進します。

\*コスモスプラン：家庭、地域、学校で「読むこと・書くこと・行うこと」を実践することにより、温かな人間社会づくりを共に進めていこうという市教育委員会が提唱する取り組み。

社会福祉協議会は

\*地域福祉の必要性を啓発するため、地域の学習の場に出向いていきます。

市民は

\*子ども会行事などの運営や地域の学校行事への参加を通して、地域の児童と積極的に交流しましょう。

### ③ 学習情報の提供

市は

\*生涯学習機会情報を一元的に管理し、「生涯学習情報マナビィさく」として、市ホームページ上に情報公開する他、各支所・各公民館・各図書館に紙ベースで近日情報を掲示し、毎月更新をするなど、生涯学習情報

の提供を充実していきます。

\*子ども向けイベント情報誌「佐久っ子だより」を発行し、市内各施設で行われる子ども向けのイベント情報を集約し、参加機会の情報を提供します。また、毎月「公民館報」へ少年センターの活動紹介として“みちびき”を掲載し、街頭啓発活動等を紹介していきます。

#### ④ 生涯学習指導者の確保と育成

市は

\*生涯学習指導者の確保と育成を図るために、「佐久市生涯学習リーダーバンク事業※」を推進します。

\*高齢者大学大学院では、地域や団体活動のリーダーの養成ができるよう講義の内容を充実していきます。

社会福祉協議会は

\*指導者育成への支援と情報提供に努め、地域活動、ボランティア活動への参加の機会をつくる役割を担っていきます。

市民は

\*今まで身につけた知識や経験、技術を活かせるように、地域活動に参加しましょう。

#### (3) 生きがいつくりの推進

これまでの主な取り組み

- 地域の運動会・グランドゴルフ大会等にグランドの開放を行いました。
- 親子ふれあい学級、乳幼児学級、世代間交流学級、市民ふれあい学級を行いました。
- 「わがまち佐久・市民講座」の開催を行いました。

現状と課題

- 急速な高齢化が進み、独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に併せ、家族の仕事などで日中の独り暮らしの高齢者も増加傾向を示しています。
- 高齢で介護を必要とする人がいる一方、元気で地域で活躍する人もいます。これら多くの高齢者は生きがいを持ち、地域で暮らし続けることを望んでいます。
- 高齢になると閉じこもりがちになり、孤独感や疎外感を感じやすくなってきます。また、年齢とともにその傾向は強まり、次第に地域での活動への参加やふれあいの機会も減少してきます。市民アンケートでは、「高齢者が気軽に集える場がほしい」との意見もありました。

※佐久市生涯学習リーダーバンク：市民の多様な生涯学習活動を支援するために、地域に在住する指導者や専門分野の知識を有する方を登録し、その情報を市民に提供し生涯学習の推進を図ることを目的とした事業。

- 高齢化が進行している中で、高齢者同士で支え合い、助け合える地域つながりの形成が求められています。

元気な高齢者が集い、交流できる場を設けることは介護予防にもつながり、高齢者の社会参加の観点からも必要となっています。

- 高齢者は健康で生きがいを持って暮らすためにも退職後の社会に貢献できる仕事を求めています。第一線を退いた豊かな知識と経験を持った高齢者は貴重な財産であり、高齢者自身の健康保持、生きがいつくりの観点からも活用していかなければなりません。そして、この力を地域でどう活かしていくのかが課題です。

#### ■ 高齢化率の推移

(単位：%)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
佐久市	25.2	25.5	25.9	26.2	25.9
長野県	24.9	25.5	26.1	26.5	26.7
全国	21.5	22.1	22.7	23.0	23.3

(資料：県統計情報・高齢者福祉課) 各年 10 月 1 日

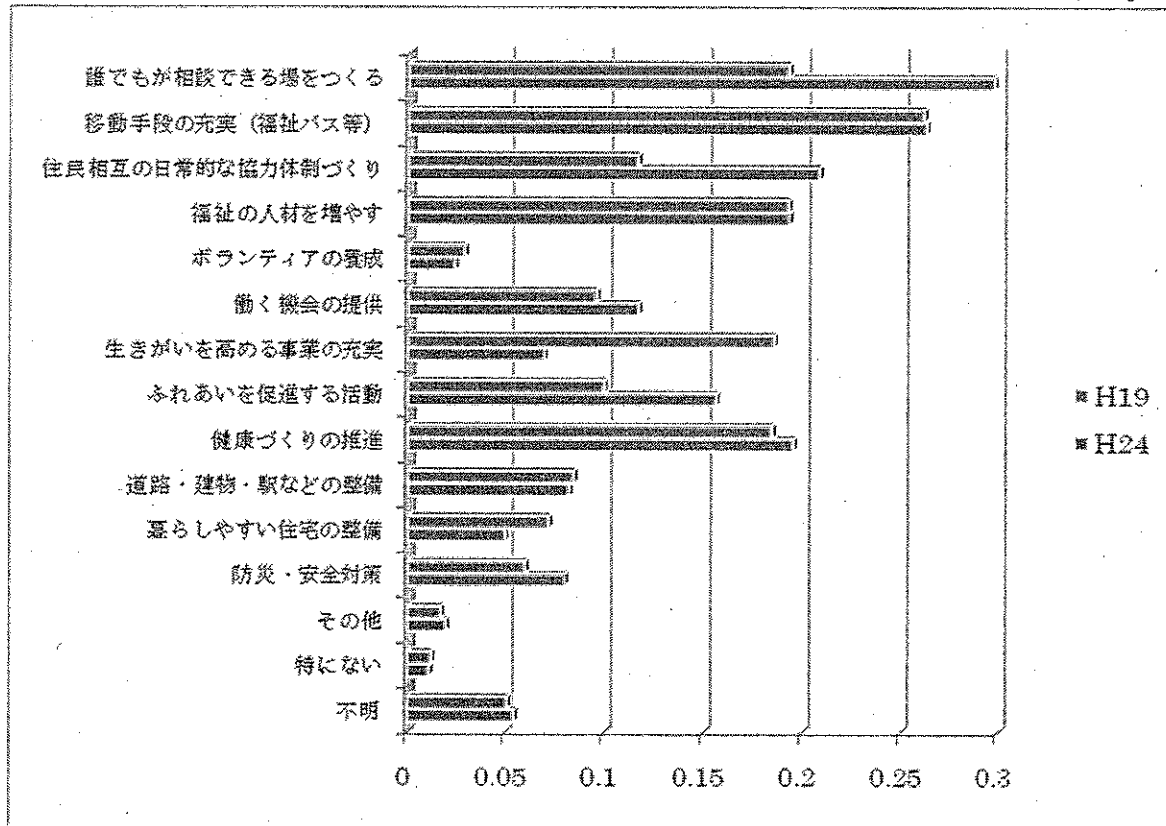
#### ■ 老人クラブ数・加入者数の推移

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
老人クラブ数	107	97	83	80	74
加入者数	7,949	7,010	6,389	6,024	5,433

※ (資料：高齢者福祉課)

Q 高齢者が住みよいまちを作るために大切なことは何だと思いますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

### ■ シルバー人材センターの状況

(単位 : 人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
会員数	男	714	686	712	715	753
	女	430	409	426	419	461
	計	1,144	1,095	1,138	1,134	1,214
就労延人日		120,744	112,368	100,330	111,366	121,499
1 日平均作業人数		331	308	275	305	332

※ (資料 : 佐久シルバー人材センター)

### 施策の方向

#### ① 健康で長寿をたのしめる仕組みづくり

高齢化社会の進展とともに支援を必要とする高齢者だけでなく元気な高齢者も増えています。世代を問わず、同じ地域に住む市民として声をかけあい、助け合い、支え合うことができるような地域コミュニティの形成に努めます。

## ② 交流の拠点づくり

身近な地域に話し相手を求める高齢者に、集まる機会をより多く設けることは、介護予防や生きがいづくりにつながることから、高齢者がいつでも気軽に集まれるような寄り合いの場を、できるだけ小規模で、数多くの地域で確保でききるような取り組みをしていきます。

## ③ 高齢者の経験と技能の活用

豊かな知識や経験、技術を活かし健康で働く意欲を持ち高齢期を有意義に過ごしたいという高齢者のために、シルバー人材センター\*を活用し、専門的知識や技術の習得などによる就労、雇用の拡大を支援します。

### 具体的施策の展開

#### ① 健康で長寿をたのしめる仕組みづくり

市は

- \*食育推進事業の「佐久の食の理解と継承」を促進し、世代間交流を深めます。
- \*高齢者の生きがい事業を推進するとともに、栄養や運動を中心とした介護予防・疾病予防・生活支援対策など、地域支援事業を推進します。
- \*現行の高齢者が気軽に通院や外出ができるように福祉バスの運行を維持します。
- \*交通手段を持たない高齢者などが、通院や外出ができるように市内の公共交通体系の見直しを行ない、平成24年10月から運行を開始しておりますが、今後利用状況等を検証し、更なる見直しを行ないまして、平成26年度には新しい公共交通体系を確立する予定であります。

社会福祉協議会は

- \*ふれあいいいききサロンの開催や、老人クラブ活動の支援を行います。

市民は

- \*支援する人と受ける人の垣根をつくらずに、助け合いと支え合いの心の醸成を図りましょう。

#### ② 交流の拠点づくり

市は

- \*地域の公民館等で行っている「ふれあいいいききサロン事業」の推進を図ります。
- \*地域における交流の場として、貸し館や体育施設の利便性拡大に努めます。

社会福祉協議会は

- \*地区集会施設等で実施する「ふれあいいいききサロン」の充実を支援します。

市民は

- \*自らの生きがいづくりに心がけ、交流の場へ参加しましょう。



### ③ 高齢者の経験と技能の活用

市は

\*高齢者の生きがい対策や就労機会の確保のために、シルバー人材センターの機能の強化を支援します。

市民は

\*自らの知識や経験、技術を活かした仕事を積極的に行うシルバー人材センターなどの就労を通して、健康で生きがいを持った暮らしに心がけましょう。

## 第3節 心とからだの健康（生きがい）づくり数値目標

ゲートキーパー研修

	現 状 値		目 標 値
ゲートキーパー研修回数	H23年度末	4回	20回
ゲートキーパー研修人数	H23年度末	100人	500人

## 第5章 計画の進行管理と評価体制

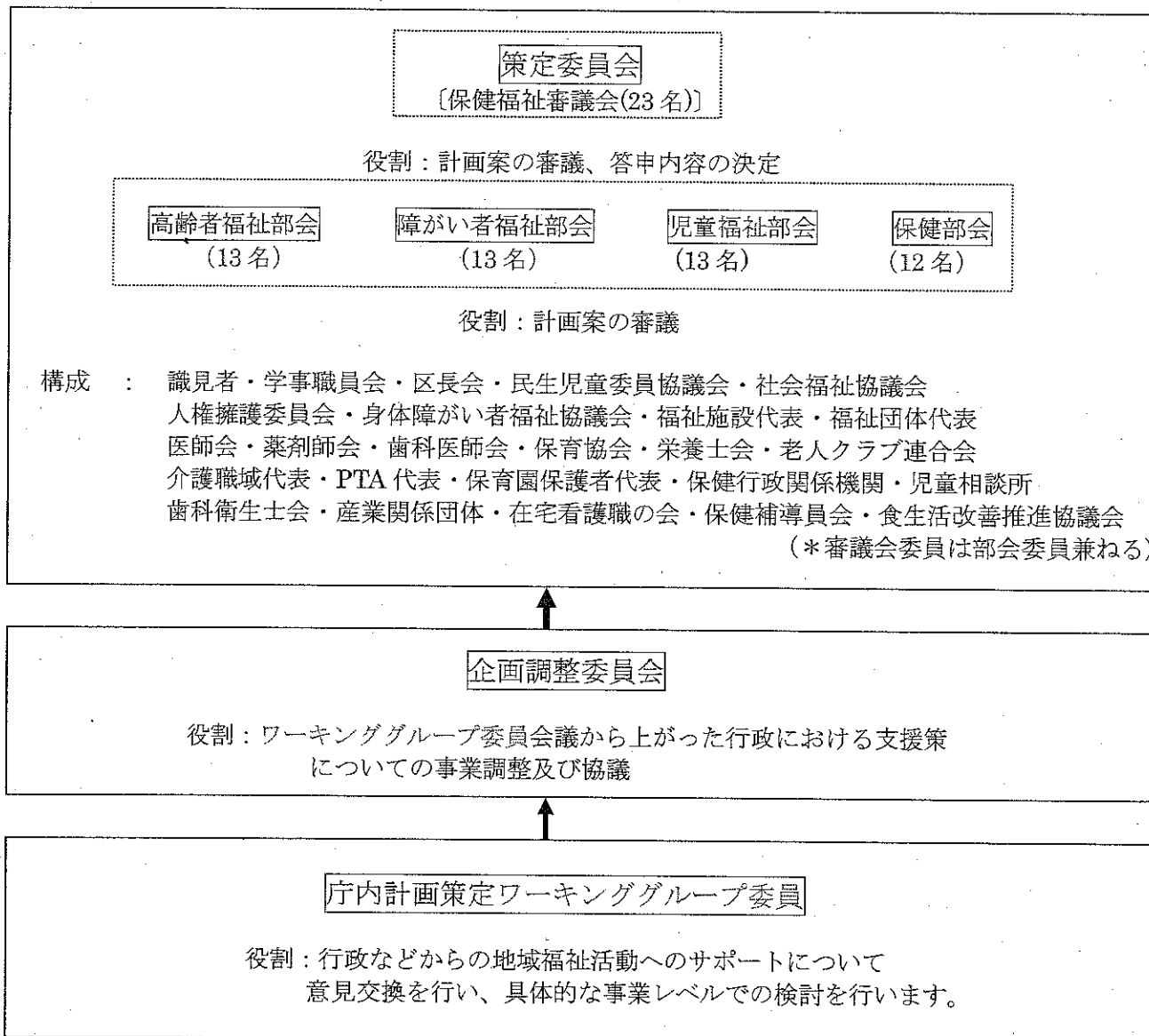
本計画に基づいた地域福祉の進行状況を定期的に点検し、施策の検討・調整、見直しなどをしていく必要があります。

こうした見直しなどを確実に実施するために、「保健福祉審議会」の4つの部会「児童部会」「障害者福祉部会」「保健部会」「高齢者福祉部会」で計画の具体化に向けた提言や調整の場を設定し、成果の評価を行います。

※シルバー人材センター：高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体。

# 資料編

# 1 計画策定の体制



- 2 佐久市地域福祉計画策定審議会委員名簿
- 3 佐久市地域福祉計画策定地区懇談会開催経過
- 4 佐久市地域福祉計画策定庁内会議開催経過